

第10回京都駅八条口駅前広場 エリアマネジメント会議

会議資料

目 次

1 京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント要綱の改正について.....	1
2 荷捌き場の運用について.....	1
3 貸切バス乗降場の運用について.....	2
4 タクシーショットガンの運用状況の報告.....	2
5 路線バス停留所の運用状況の報告.....	2
6 送迎バス、一般車乗降場の利用と対応状況の報告.....	3

平成28年12月13日
京都市都市計画局歩くまち京都推進室

1 京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント要綱の改正について

平成 27 年度から策定している「京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント要綱」について、各施設の見直し、荷捌き場、貸切バス乗降場の追加を行った。**別紙 1**

2 荷捌き場の運用について

2.1 施設概要について **別紙 2-1**

- ・可動式の車止めを設置することにより、一般車両の通行空間と分離
- ・一般車が利用できない施設であることの看板掲示

2.2 運用ルールについて（覚書） **別紙 2-2**

（1）締結者

- ・JR 東海及び京都市交通局

（2）使用方法

- ・周辺道路での待機の禁止
- ・可動式車止めの操作のための人員配置
- ・利用時間は 60 分以内
- ・一般車両の進入の防止のための車止め操作及びその確認
- ・他の利用者との時間調整
- ・周辺道路での待機及び荷さばきの禁止
- ・関係車両への指導啓発
- ・荷捌き使用者リストの報告

（3）維持管理

- ・荷さばき場周辺の空き缶等のゴミを撤去
- ・物品の放置及び不法看板の掲出防止
- ・施設の破損等の本市への報告

2.3 具体的な運用について

（1）荷捌き事業者は、荷捌き車両を小型化し、路外の荷さばきスペースの確保を原則とする。

（2）京都市の荷さばき場を使用できるのは、路外の駐車場の利用が困難な車両とし、使用者間で時間調整を実施する。 **別紙 2-3**

（使用可能車両：車長 5.0m 以上、車高 2.0m 以上等）

（3）荷さばき場使用者は、車止めを操作する人員を配置する。

- ・JR 東海：JKKによる人員配置
- ・京都市交通局：各店舗による人員配置

（4）荷さばき場利用車両への掲示物を設置する。 **別紙 2-4**

（5）ペナルティ

- ・覚書の運用内容が適正に履行されておらず、改善指示に従わないときは、荷さばき場の使用の停止措置をとる。

3 貸切バス乗降場の運用について

3.1 施設概要について

- ・京都駅八条口駅前広場平面図 **別紙 3-1**
- ・京都駅八条口貸切バス乗降場平面図 **別紙 3-2**

3.2 これまでの経過

- ・貸切バスショットガン実験の実施（平成 26 年度）**別紙 3-3** **別紙 3-4**
- ・平成 27 年度八条口貸切バス乗降場申込予約（1, 2, 3 月）**別紙 3-5**
- ・平成 28 年度八条口貸切バス乗降場申込予約（5, 6 月）**別紙 3-6**

3.3 貸切バス乗降場の運用方法（案） **別紙 3-7**

3.4 貸切バス乗降場の運用スケジュール（案） **別紙 3-8**

3.5 学校への文章について（案） **別紙 3-9**

4 タクシーショットガンの運用状況の報告

4.1 運用ルールについて（覚書） **別紙 4-1**

- ・京都駅八条口駅前広場タクシー関連施設の使用に係る覚書（締結済 H28. 4. 1）

4.2 運用状況報告 **別紙 4-2**

- ・タクシーショットガン運用状況

- 平日 7:00～23:00 鴨川西経由
23:00～7:00 直接入庫
- 土日 7:00～17:00 鴨川西経由
17:00～7:00 直接入庫
- 秋の繁忙期シーズン 11 月 11 日（金）～13 日（日） 直接入庫
11 月 18 日（金）～27 日（日） 直接入庫
12 月 2 日（金）～4 日（日） 直接入庫

4.3 課題と対応状況

- ・突発的なタクシー不足の発生

⇒システムによるタクシーショットガンの切替

- ・不適切な場所での乗車

⇒街頭指導の実施

京都駅八条口旅客自動車待機場要綱による八条口タクシー乗り場の使用制限
タクシー降り場では、特に不適切な乗車が多いため、柵、看板の設置を検討

5 路線バス停留所の運用状況の報告

5.1 運用ルールについて（覚書）別紙 5-1

- ・京都駅八条口駅前広場路線バス乗降場の使用に係る覚書
(事業者毎に締結済 H28. 9. 1, H28. 12. 12)

5.2 運用状況報告

- ・路線バス運用本数表（平成 28 年 3 月, 28 年 12 月）別紙 5-2

5.3 課題と対応状況

- ・タクシーショットガン運用の影響で、油小路通り右折レーンにおいて、タクシーが滞留し、路線バスに遅れが生じる。
⇒府警との調整により、右折信号現示時間を延長していただき、遅れ時間が解消されている。
- ・供用開始当初、長距離路線バスの乗降に手間取り、混雑が発生した。
⇒事業者の対応により解決している。

6 送迎バス、一般車乗降場の利用と対応状況の報告

6.1 運用ルールについて（覚書）別紙 6-1

- ・京都駅八条口駅前広場送迎バス乗降場の使用に係る覚書（事業者毎に締結済 H28. 4. 1）

6.2 運用状況報告

（1）送迎バス

（2）一般車乗降場

①運用状況

- ・一般車乗降場は駐停車禁止（人の乗降のための停車を除く）とする。
- ・平成 28 年 3 月から誘導員を 8:00 から 23:00 まで配置し、一般車乗降場運用ルールの周知、啓発を行っている。
- ・京都駅八条口駐車場では、身障者を対象とした割引制度（60 分無料）及び駅利用者を対象とした割引制度（30 分無料）を実施している。
- ・平成 28 年 9 月中旬から違法駐車防止指導員を配置し、駐停車禁止の指導啓発を実施している。
- ・運用ルールが浸透しきっていないドライバーによる長時間の停車や車両を放置し、駅へお迎えに行くドライバーも見受けられる。
- ・停車レーンが満車となる状況は、朝、夕方を中心として散発的に発生している。
- ・上記に伴う二重停車も見受けられるが、散発的であり、室町通八条の交差点に車列が溢れ出し、八条通の交通に混乱を及ぼすといった事態は生じていない。

②指導・啓発の取組状況 別紙 6-2

6.3 課題と対応状況

- ・ドライバーに対する利用方法の周知徹底

京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント要綱（案）

下線部：前回の要綱からの変更・追記箇所

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本要綱は、京都駅八条口駅前広場（以下「駅前広場」という。）に設置する各施設について、適正な使用方法を定めるとともに、使用者の協力を得て、駅前広場のエリアマネジメント及び駅前広場のサービス向上に資することを目的として定めるものである。

第2章 タクシー関連施設

(一般事項)

第2条 タクシー事業者及びその団体（以下「タクシー事業者等」という。）は駅前広場のタクシー待機場、タクシーのりば、タクシーおりば、大型タクシー及び予約タクシー待機場並びに鴨川西ランプ西側用地（以下「タクシー関連施設」という。）の使用者について、次の各号に定める事項について、適切に指導や監督を行うこととする。

- (1) タクシー関連施設の使用者は、道路交通法、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法及び京都タクシー業務センター指導要綱を遵守し、善良なタクシー運用者としてタクシー関連施設及び駅前広場を使用し、他の駅前広場利用者などに支障となる行為をしてはならない。
- (2) タクシー関連施設の使用者は、京都駅八条口旅客自動車待機場条例、同条例施行規則及び京都駅八条口旅客自動車待機場要綱を遵守しなければならない。
- (3) 大型タクシー及び予約タクシー待機場が満車のときは、一旦当該待機場を通過することとし、八条通での待機は行ってはならない。
- (4) 大型タクシー及び予約タクシー待機場の使用に際しては、車止めを適切に運用し、一般車等の誤進入防止に努めなければならない。

(維持管理)

第3条 タクシー事業者等は、自らの負担により、タクシー関連施設等の安全で円滑な交通を確保しなければならない。

- 2 タクシー事業者等は、自らの負担により、別図1に定める区域について、清掃等の日常管理を行い、本市は、当該施設に係る補修等の維持管理を行うことにより、互いに協力して良好な施設の管理に努めることとする。
- 3 タクシー事業者等は、タクシー関連施設や京都駅八条口駅前広場の施設に異常等が発生したことを確認したときは、速やかに本市に報告しなければならない。

変更

(原状回復)

第4条 タクシー事業者等が、本市の所有する施設に損害等を生じさせたときは、自らの負担により原状回復を行わなければならない。

追加

第3章 路線バス乗降場

(一般事項)

第5条 駅前広場の路線バス乗降場を使用する事業者（以下「路線バス事業者」という。）は、道路交通法を遵守し、善良な路線バス事業者として施設を使用するものとし、他の駅前広場利用者などに支障となる行為をしてはならない。
(運行ダイヤの調整)

第6条 路線バス事業者は、同一の路線バス乗降場を使用する他の路線バス事業者との間で運行ダイヤ（発着時刻）の調整を行い、運行ダイヤの集中によるバスの混雑を未然に防止するよう努めなければならない。

2 路線バス事業者は、毎年度4月に、当該年度における運行ダイヤの計画及び当該年度の前年度における運行ダイヤの実績について、本市に報告しなければならない。また、本市が運行ダイヤの提出を求めたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

変更

3 路線バス事業者は、運行ダイヤの調整に際しては、路線バス乗降場での発車待ちによる混乱が生じることがないよう、路線の特性並びに運行距離、積雪地域及び乗客の荷物等の利用実態に応じ、十分な間隔を確保しなければならない。

4 前項に基づく運行ダイヤの間隔は、路線バス乗降場ごとに、市内路線バスにあっては3分間隔、中・長距離路線バスにあっては5分間隔を最短とする。ただし、乗降に要する時間が短時間であるなど、路線バス乗降場の運用上、支障がないと認められるときは、この限りではない。

5 路線バス事業者は、運行ダイヤを変更しようとするときは、路線バス乗降場ごとに、当該路線バス乗降場を使用する路線バス事業者との間で調整を行うこととする。

6 路線バス事業者は、本市が駅前広場の混雑又は他の路線バスの運行に支障があると判断し、運行ダイヤの再調整等を指示したときは、これを行わなければならぬ。

追加

7 路線バス事業者は、同一時刻の発着車両を増車する便（以下「続行便」という。）や臨時便を運行するときは、使用する路線バス乗降場及び他の路線バス乗降場の運用のほか、他の路線バス事業者の運行に支障を及ぼすことがないよう配慮しなければならない。

8 路線バス事業者は、共同運行又は、業務提携等を行うときは、事前に本市

変更

に報告しなければならない。

9 運行ダイヤの変更、続行便や臨時便の運行もしくは共同運行又は業務提携により、総合案内看板等の内容を修正する必要が生じたときは、路線バス事業者は、本市の指示する方法により、自らの負担で修正するものとする。

追加

(維持管理)

第7条 本市及び路線バス事業者は、路線バス乗降場を常時良好な状態に保つため、互いに協力し、維持管理を行うものとする。

2 路線バス事業者は、次の各号に掲げる路線バス乗降場の損傷等について、
自らの責任において、自らの負担により修繕するものとする。

追加

(1) バス停標柱の**別図2**に図示するガラス及びガラス枠の損傷

(2) **別図3**に図示するベンチの軽微な損傷

3 路線バス事業者は、路線バス乗降場を常に良好な状態に保持するために、
自らの負担により、**別図4**に定める区域の路面の清掃、物品の放置及び不法
看板の掲出防止に努めるほか、必要に応じて撤去するなど当該施設の日常管
理を行い、本市と協力して路線バス乗降場の良好な施設の管理に努めること
とする。

変更

4 路線バス事業者は、路線バス乗降場や京都駅八条口駅前広場の施設に異常
等が発生したことを発見したときは、速やかに本市に報告しなければなら
ない。

(使用の許可)

第8条 路線バス事業者は、本市の所有する標柱に、路線バスの運行ダイヤ等
を掲示するときは、事前に道路占用の許可を受けなければならない。

追加

(原状回復)

第9条 路線バス事業者は、本市の所有する施設に損害等を生じさせたとき又
は当該路線バス乗降場の使用を終了したときは、本市の指示に従い、自らの
負担により原状回復を行わなければならない。

追加

第4章 送迎バス乗降場

(一般事項)

第10条 駅前広場の送迎バス乗降場を使用する事業者（以下「送迎バス事業
者」という。）は、道路交通法を遵守し、善良な送迎バス乗降場の利用者とし
て施設を使用するものとし、他の駅前広場利用者などに支障となる行為をし
てはならない。

追加

(定期運行による使用)

第11条 送迎バス事業者は、送迎バス乗降場の停車時間を5分以内とし、他
の送迎バス乗降場利用者との調整の上、運行ダイヤを決定する。

- 2 送迎バス事業者は、乗降が終わり次第、速やかに送迎バス乗降場を退出するものとし、出発までの時間調整等、待機を行ってはならない。
- 3 送迎バス事業者は、送迎バス乗降場が満車のときは、一旦退出し、再度進入を行う等により、他の交通に支障となることがないようにしなければならない。

(不定期運行による使用)

第12条 送迎バス事業者は、他の送迎バス乗降場の利用者と調整した運行ダイヤ以外で臨時に送迎バス乗降場を使用するときは、他の送迎バス乗降場の利用者との調整により、送迎バス乗降場の空き状況等支障がないことを確認したうえ、前条各項を遵守しなければならない。

(維持管理)

第13条 送迎バス事業者は、自らの負担により、送迎バス乗降場等の安全で円滑な交通を確保しなければならない。

2 送迎バス事業者は、自らの負担により、別図5に定める区域について、清掃等の日常管理を行い、本市は当該施設に係る補修等の維持管理を行うことにより、互いに協力して良好な施設の管理に努めることとする。

変更

3 送迎バス事業者は、送迎バス乗降場や京都駅八条口駅前広場の施設に異常等が発生したことを確認したときは、速やかに本市に報告しなければならない。

追加

(原状回復)

第14条 送迎バス事業者は、本市の所有する施設に損害等を生じさせたときは、自らの負担により原状回復を行わねばならない。

追加

第5章 一般車乗降場

(一般事項)

第15条 一般車乗降場の使用は、短時間の乗降のみとし、長時間の駐車は行ってはならない。長時間の駐車については、路外の駐車場等を利用しなければならない。

2 一般車乗降場を使用しようとする者は、当該乗降場が満車の場合等においては、八条通での待機を行わず、一旦当該乗降場を通過しなければならない。その後、再度進入した場合についても同様とする。

追加

第6章 荷捌き場

(一般事項)

第16条 駅前広場の荷捌き場を使用する者(以下「荷捌き場使用者」という。)は、道路交通法を遵守し、善良な荷捌き場の利用者として施設を使用するも

のとし、他の駅前広場利用者などに支障となる行為をしてはならない。

(荷捌き場の使用)

第17条 荷捌き場使用者は、荷捌き場を使用するときは、**別図6**に示す車止めを操作する人員を事前に配置し、速やかに車両の入退出を行い、車両を周辺道路で待機させてはならない。

- 2 荷捌き場使用者は、荷捌き場の使用時間を60分以内とし、荷捌きが終わり次第、速やかに荷捌き場を退出しなければならない。
- 3 荷捌き場使用者は、荷捌き場への入場後及び退場後、速やかに車止めを上げた状態に戻し、一般車両の進入の防止に努めなければならない。また、適宜見回りを行い、適正な利用がされていることを確認しなければならない。
- 4 荷捌き場使用者は、荷捌き場を使用する他の使用者と時間調整を行い、同一時刻の使用がないように努めなければならない。
- 5 荷捌き場使用者は、荷捌き場が満車のときは、一旦通過し、周辺道路で待機及び荷捌きをしてはならない。
- 6 荷捌き場使用者は、深夜時間等の荷捌き場を使用しない時間は、車止めの施錠を行い、一般車両の進入を防止しなければならない。
- 7 荷捌き場使用者は、関係車両が周辺道路で荷捌きを行わないように、啓発・指導に努めなければならない。
- 8 本市は、新たな荷捌き場を使用する者が現れたときは、他の荷捌き場使用者に通知しなければならない。
- 9 荷捌き場使用者は、新たな荷捌き場を使用する者があるときは、事業者間で調整し、円滑な運用を図らなければならない。
- 10 本条の第1項から第9項までの運用が適正に履行されていないと本市が判断し、荷捌き場使用者が改善指示に従わないときは、本市は荷捌き場の使用を停止することができる。

(維持管理)

第18条 本市及び荷捌き場使用者は、荷捌き場を常時良好な状態に保つため、互いに協力し、維持管理を行うものとする。

- 2 荷捌き場使用者は、荷捌き場を常に良好な状態に保持するために、荷捌き場使用者の負担により、**別図7**に定める区域の路面の空き缶等のゴミを撤去し、物品の放置及び不法看板の掲出防止に努めることとする。
- 3 荷捌き場使用者は、荷捌き場や京都駅八条口駅前広場の施設に異常等が発生したことを確認したときは、速やかに本市に報告しなければならない。

(原状回復)

第19条 荷捌き場使用者は、本市の所有する施設に損害等を生じさせたときは、荷捌き場使用者の負担により原状回復を行わねばならない。

第7章 貸切バス乗降場

(一般事項)

第20条 駅前広場の貸切バス乗降場、臨時降り場並びに鴨川西ランプ駐車場（以下「貸切バス関連施設」という。）を使用する事業者（以下「貸切バス事業者」という。）は、道路交通法を遵守し、善良な貸切バス関連施設の利用者として施設を利用するものとし、他の駅前広場利用者などに支障となる行為をしてはならない。

2 貸切バス事業者は、京都駅八条口旅客自動車待機場条例、同条例施行規則及び京都駅八条口旅客自動車待機場要綱を遵守しなければならない。

（貸切バス乗降場の使用）

第21条 貸切バス事業者は、乗降が終わり次第、速やかに貸切バス乗降場を退出するものとし、貸切バス乗降場の効率的な運用に努めなければならない。
(貸切バス事業者の責務)

第22条 貸切バス事業者は、周辺道路での待機や乗降を行う等により、他の交通に支障となることがないようにしなければならない。

（原状回復）

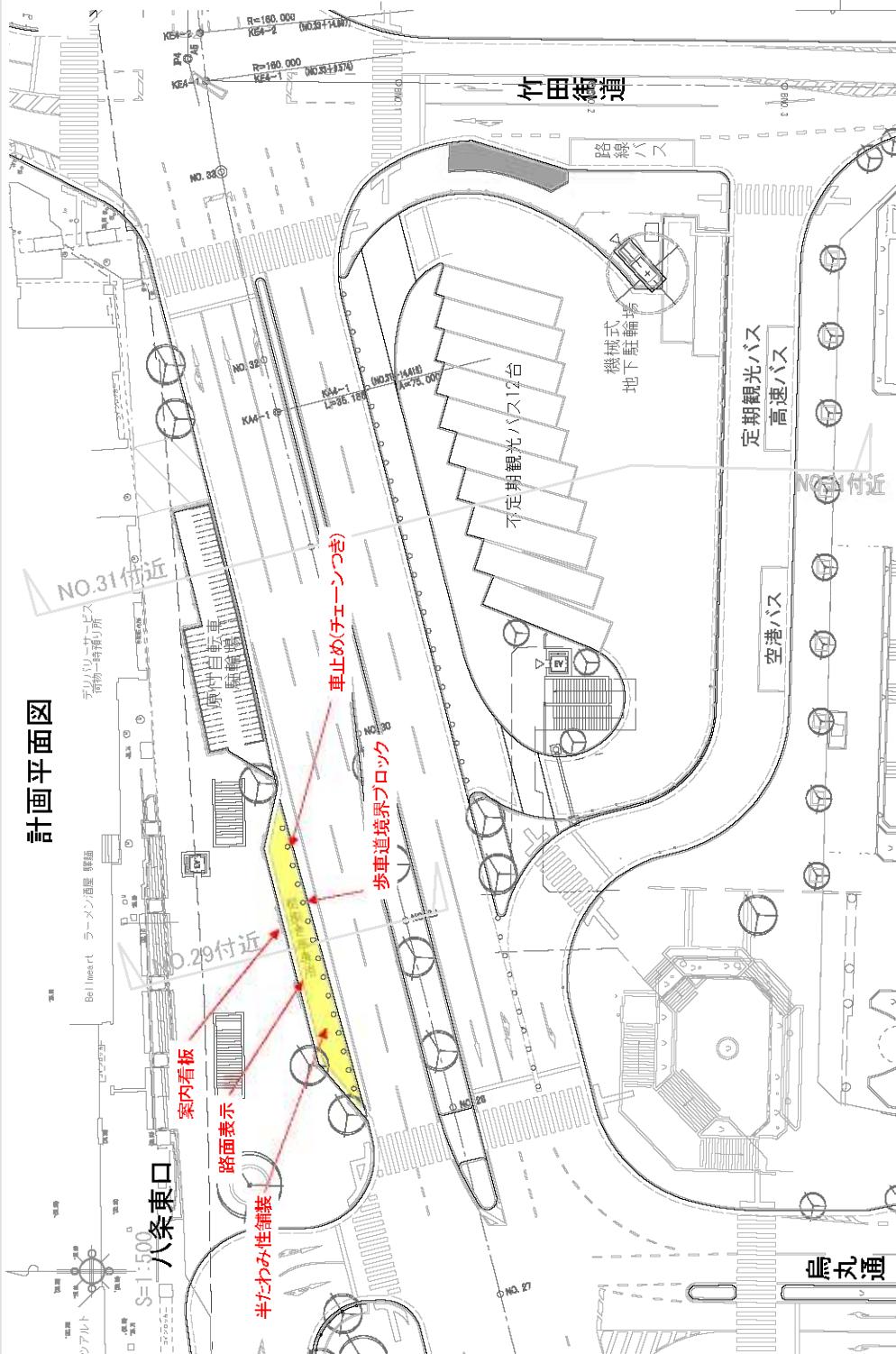
第23条 貸切バス事業者は、本市の所有する施設に損害等を生じさせたときは、自らの負担により原状回復を行わねばならない。

附則

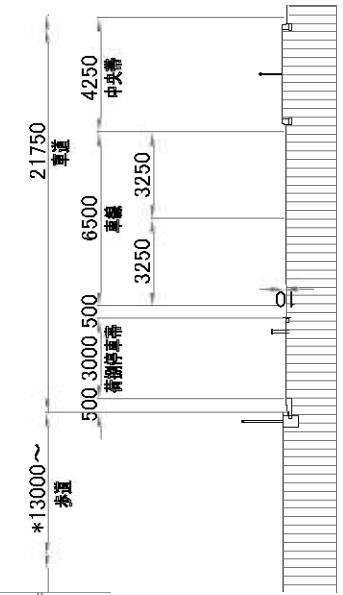
この要綱は、決定の日から施行する。（平成28年3月29日決定）

附則

この要綱は、平成28年12月13日から施行する。



横断図
No. 29付近



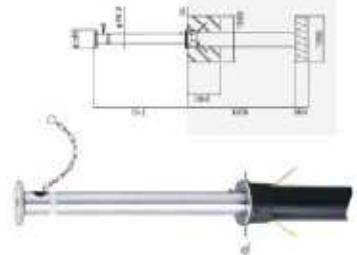
荷さばき場

案内看板イメージ

・一般車は使用できません。

・利用には申し込み手続きが必要です。

京都市



車止めイメージ

京都駅八条口駅前広場荷捌き場の使用に係る覚書（素案）

京都市（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、京都駅八条口駅前広場（以下「駅前広場」という。）の荷捌き場の使用について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、京都駅八条口駅前広場エアマネジメント要綱に基づき、荷捌き場の安全かつ円滑な使用と、清潔で快適な空間を維持することを目的とする。

（一般事項）

第2条 乙は、荷捌き場を使用する事業者を選定し、それを甲に報告するものとする。

2 乙は、選定した事業者に追加・変更等が生じるときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙が選定した事業者は、覚書締結者に準ずるものとする。

4 乙は、道路交通法を遵守し、善良な荷捌き場の利用者として施設を使用するものとし、他の駅前広場利用者などに支障となる行為をしてはならない。

5 荷捌き場は、覚書締結者以外は使用できないものとする。

（荷捌き場の使用）

第3条 乙は、荷捌き場を使用するときは、別図1に示す車止めを操作する人員を事前に配置し、速やかに車両の入退出を行い、車両を周辺道路で待機させてはならない。

2 乙は、荷捌き場の使用時間を60分以内とし、荷捌きが終わり次第、速やかに荷捌き場を退出しなければならない。

3 乙は、荷捌き場への入場後及び退場後、速やかに車止めを上げた状態に戻し、一般車両の進入の防止に努めなければならない。また、適宜見回りを行い、適正な利用がされていることを確認しなければならない。

4 乙は、荷捌き場を使用する他の事業者と時間調整を行い、同一時刻の使用がないように努めなければならない。

5 乙は、荷捌き場が満車のときは、一旦通過し、周辺道路で待機及び荷捌きをしてはならない。

6 乙は、深夜時間等の荷捌き場を使用しない時間は、車止めの施錠を行い、一般車両の進入を防止しなければならない。

7 乙は、関係車両が周辺道路で荷捌きを行わないよう、啓発・指導に努めなければならない。

8 甲は、新たに荷捌き場を使用する者と覚書を締結する前に、乙に通知しなければならない。

9 乙は、新たな荷捌き場を使用する事業者があるときは、事業者間で調整し、円滑な運用を図らなければならぬ。

10 乙は、毎年度4月に、荷捌き場の事業者リストを、甲に報告しなければならない。また、事業者リストに変動があった場合及び甲が事業者リストの提出を求めたときは、速やかにこれを提出しなけれ

ばならない。

11 本条の第1項から第10項までの運用が適正に履行されていないと甲が判断し、乙が改善指示に従わないときは、甲は乙の使用を停止することができる。

(維持管理)

第4条 甲及び乙は、荷捌き場を常時良好な状態に保つため、互いに協力し、維持管理を行うものとする。

2 乙は、荷捌き場を常に良好な状態に保持するために、乙の負担により、別図2に定める区域の路面の空き缶等のゴミを撤去し、物品の放置及び不法看板の掲出防止に努めることとする。

3 乙は、荷捌き場や京都駅八条口駅前広場の施設に異常等が発生したことを確認したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(原状回復)

第5条 乙は、甲の所有する施設に損害等を生じさせたときは、乙の負担により原状回復を行わねばならない。

(協議)

第6条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議するものとする。

(覚書の有効期間)

第7条 本覚書の有効期限は平成30年3月31日までとし、期間満了の日の30日前までに甲または乙の一方から相手に対して、本覚書の廃止又は改定の申し出を行わない限り、有効期間を1年延長するものとする。

以上の覚書の証としてこの証書を2通作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その1通を保有する。また、乙が選定した事業者は証書（写）を保有する。

平成28年 月 日

甲 京都市中京区寺町通御池上ル488番地1
京都市長 門川 大作

乙 大阪市淀川区宮原一丁目1番1号
東海旅客鉄道株式会社
関西支社 運輸営業部長 濱崎 恭行

京都駅八条口駅前広場荷捌き場の使用に係る覚書（素案）

京都市（以下「甲」という。）と京都市交通局（以下「乙」という。）とは、京都駅八条口駅前広場（以下「駅前広場」という。）の荷捌き場の使用について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、京都駅八条口駅前広場エアマネジメント要綱に基づき、荷捌き場の安全かつ円滑な使用と、清潔で快適な空間を維持することを目的とする。

（一般事項）

第2条 乙は、荷捌き場を使用する事業者を選定し、それを甲に報告するものとする。

2 乙は、選定した事業者に追加・変更等が生じるときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙が選定した事業者は、覚書締結者に準ずるものとする。

4 乙は、道路交通法を遵守し、善良な荷捌き場の利用者として施設を使用するものとし、他の駅前広場利用者などに支障となる行為をしてはならない。

5 荷捌き場は、覚書締結者以外は使用できないものとする。

（荷捌き場の使用）

第3条 乙は、荷捌き場を使用するときは、別図1に示す車止めを操作する人員を事前に配置し、速やかに車両の入退出を行い、車両を周辺道路で待機させてはならない。

2 乙は、荷捌き場の使用時間を60分以内とし、荷捌きが終わり次第、速やかに荷捌き場を退出しなければならない。

3 乙は、荷捌き場への入場後及び退場後、速やかに車止めを上げた状態に戻し、一般車両の進入の防止に努めなければならない。また、適宜見回りを行い、適正な利用がされていることを確認しなければならない。

4 乙は、荷捌き場を使用する他の事業者と時間調整を行い、同一時刻の使用がないように努めなければならない。

5 乙は、荷捌き場が満車のときは、一旦通過し、周辺道路で待機及び荷捌きをしてはならない。

6 乙は、深夜時間等の荷捌き場を使用しない時間は、車止めの施錠を行い、一般車両の進入を防止しなければならない。

7 乙は、関係車両が周辺道路で荷捌きを行わないように、啓発・指導に努めなければならない。

8 甲は、新たに荷捌き場を使用する者と覚書を締結する前に、乙に通知しなければならない。

9 乙は、新たな荷捌き場を使用する事業者があるときは、事業者間で調整し、円滑な運用を図らなければならぬ。

10 乙は、毎年度4月に、荷捌き場の事業者リストを、甲に報告しなければならない。また、事業者リストに変動があった場合及び甲が事業者リストの提出を求めたときは、速やかにこれを提出しなけれ

ばならない。

11 本条の第1項から第10項までの運用が適正に履行されていないと甲が判断し、乙が改善指示に従わないときは、甲は乙の使用を停止することができる。

(維持管理)

第4条 甲及び乙は、荷捌き場を常時良好な状態に保つため、互いに協力し、維持管理を行うものとする。

2 乙は、荷捌き場を常に良好な状態に保持するために、乙等の負担により、別図2に定める区域の路面の空き缶等のゴミを撤去し、物品の放置及び不法看板の掲出防止に努めることとする。

3 乙は、荷捌き場や京都駅八条口駅前広場の施設に異常等が発生したことを確認したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(原状回復)

第5条 乙は、甲の所有する施設に損害等を生じさせたときは、乙等の負担により原状回復を行わねばならない。

(協議)

第6条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議するものとする。

(覚書の有効期間)

第7条 本覚書の有効期限は平成30年3月31日までとし、期間満了の日の30日前までに甲または乙の一方から相手に対して、本覚書の廃止又は改定の申し出を行わない限り、有効期間を1年延長するものとする。

以上の覚書の証としてこの証書を2通作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その1通を保有する。また、乙が選定した事業者は証書（写）を保有する。

平成28年 月 日

甲 京都市中京区寺町通御池上ル488番地1
京都市長 門川 大作

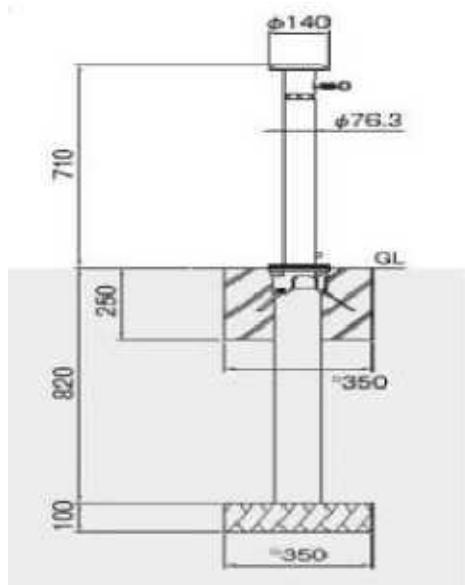
乙 京都市右京区太秦下刑部町12番地
京都市公営企業管理者 交通局長 山本 耕治

車止め詳細図

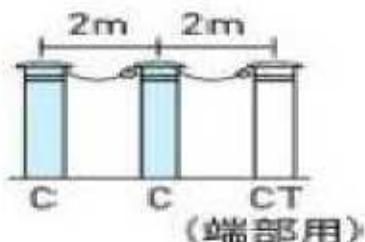
**KS-11C**

サイズ: $\phi 76.3 \times t2.0$
 材質: 支柱/ステンレス製
 仕上: ヘアーライン
 重量: 9.7 kg

側面図

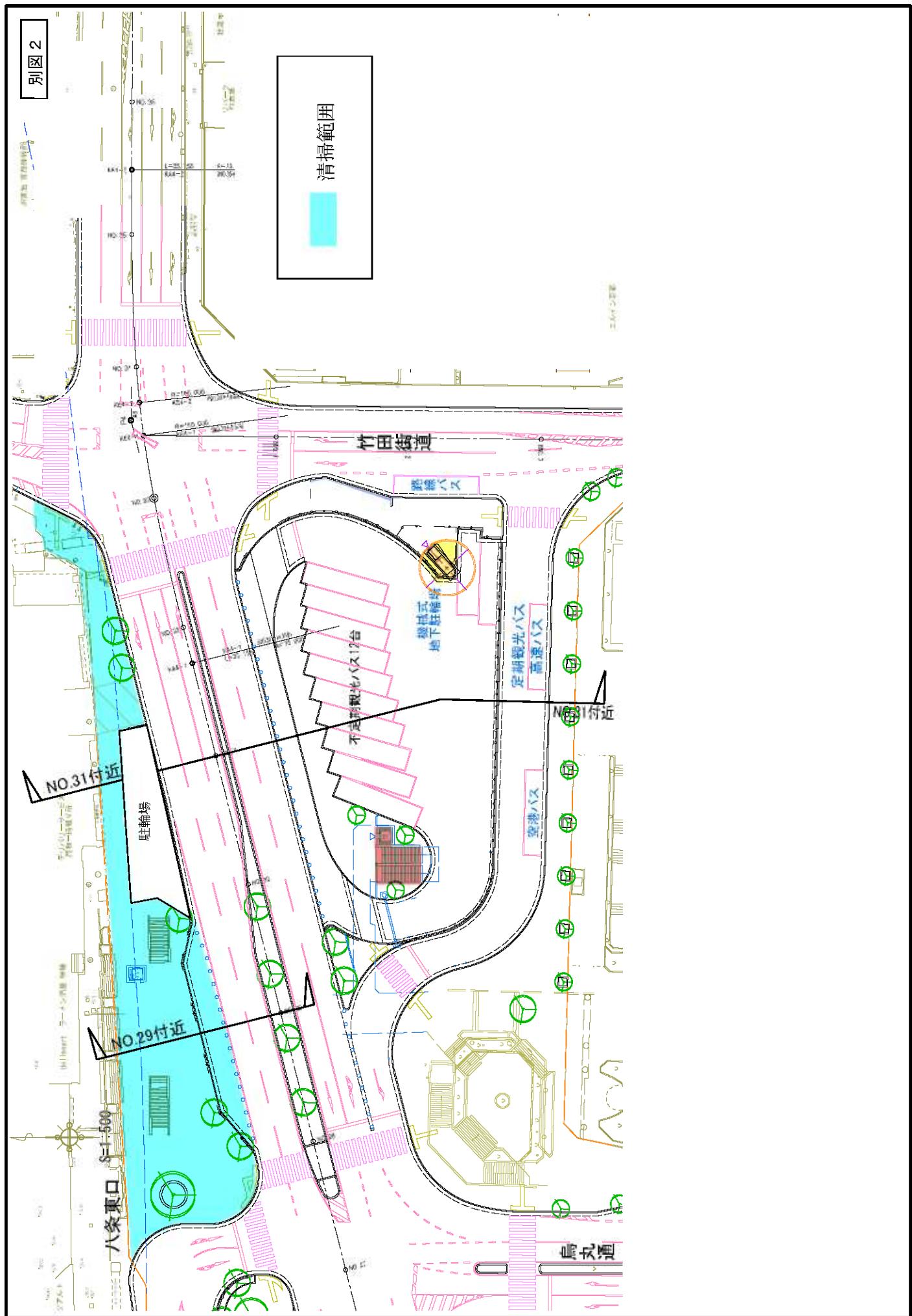


配置図



※鍵はワンタッチ錠(六角キー)タイプ

別図2



時間	JKK (TEL 075-661-8250)	コトチカ (TEL 075-863-5068)	備考
7			
8			
		ベストラス 8:30～9:30	
9			
10			
11		11:00～12:00	
12		成城石井 (月・木)	
13		伊藤園 13:00～14:00	
14		14:00～15:00	
15		成城石井 (火・水・金・土・日)	
16			
17			

荷捌き場使用状況(91台)

◎JKK荷捌き場 55台

NO	会社名	全長	車両懸垂(mm)	備考
1	美索やきもち	3400	1500	全高 1870
2	アシスト	4700	1700	2000
3	後谷	4700	1700	2000
4	いのなダイニング(マレイチ)	4960	1880	2400
5	井筒屋	4700	1700	2000
6	伊藤園	6300	2000	京都市荷捌き場使用
7	稻尾乳業	4700	1700	2000
8	イノタコーヒ	4280	1630	1970
9	井利井	3390	1470	1880
10	Mデック	7300	2240	2500
11	太田商店	3300	1400	1800
12	おぐじら食糧	3300	1400	1800
13	オリエンタルベーカリー	4700	1700	2000
14	柿の葉寿司ヤマト	4700	1700	2000
15	桂通商	3300	1400	1800
16	かね正	3300	1400	1800
17	力ネヨシ商事	4700	1700	2000
18	花洛	4300	1700	1980
19	関西配達	4700	1700	2000
20	カノニー	4700	1700	2000
21	河一商店	3400	1500	1900
22	キコーヒー	4700	1700	2000
23	岸本牛乳店	4700	1700	2000
24	木津運送	5000	1900	2400
25	京向月	3400	1500	1900
26	キリン	4700	1700	1960
27	香料室	3400	1500	1900
28	沙羅	3400	1470	1900
29	澤井醤油	4300	1690	1880
30	下鴨茶寮	3400	1500	1900
31	進々堂	4700	1700	2000
32	水了軒	3400	1470	1800
33	大蔵殿	3300	1400	1800
34	ダスキン	4700	1700	2000
35	チヨタ物産	3300	1400	1800
36	デリリー	3400	1470	1800
37	東山亭	3400	1470	1800
38	中谷本舗	5000	1900	2400
39	西尾ハッ橋	4700	1700	2000
40	ハイカル	3400	1500	1900
41	美十	4700	1700	2000
42	福山通運	4500	1700	1950
43	膳原食品	4700	1700	2000
44	フードシステムズ	4400	1700	1800
45	フランク屋	3400	1500	1900
46	艾の助茶屋	4000	1660	1900
47	ベストラنس	6500	2110	京都市荷捌き場使用
48	宝泉堂	4500	1700	1950
49	まさあくうす	3400	1470	1950
50	松葉	4700	1690	1980
51	ルーラル	3400	1470	1870
52	満月	4700	1700	2000
53	三鷹亭	3400	1470	1880
54	山崎じ	4700	1700	2000
55	ゆば庄	3300	1500	1800

◎周辺パークリング 36台

NO	会社名	全長	車両懸垂(mm)	備考	NO	会社名	全長	車両懸垂(mm)	備考
1	淡路屋	4890	1690		1	淡路屋	4890	1690	1970
2	伊勢源	3400	1500		2	伊勢源	3400	1500	1900
3	一富士オーナージャ	4990	1880		3	一富士オーナージャ	4990	1880	2770
4	石田老舗	3400	1470		4	石田老舗	3400	1470	1900
5	永楽屋	4400	1690		5	永楽屋	4400	1690	1850
6	老松	3400	1500		6	老松	3400	1500	1870
7	亀屋長永	3390	1470		7	亀屋長永	3390	1470	1870
8	亀屋良長	3390	1470		8	亀屋良長	3390	1470	1870
9	折騰(い)石	3380	1470		9	折騰(い)石	3380	1470	1870
10	折騰(い)石	4690	1690		10	折騰(い)石	4690	1690	1990
11	協栄便	6600	2200		11	協栄便	6600	2200	3000
12	京和サービス	3400	1470		12	京和サービス	3400	1470	1930
13	五穀外郎屋	4100	1600		13	五穀外郎屋	4100	1600	1900
14	笹屋伊織	3300	1400		14	笹屋伊織	3300	1400	1800
15	三省堂小倉	4890	1690		15	三省堂小倉	4890	1690	1980
16	志津屋	4680	1690		16	志津屋	4680	1690	1970
17	千本玉寿軒	3390	1470		17	千本玉寿軒	3390	1470	1890
18	塙芳軒	3300	1400		18	塙芳軒	3300	1400	1800
19	七味家本舗	3390	1470		19	七味家本舗	3390	1470	1890
20	大蔵	4890	1690		20	大蔵	4890	1690	1980
21	高野屋寅吉	3400	1470		21	高野屋寅吉	3400	1470	1870
22	田ごど	3400	1470		22	田ごど	3400	1470	1980
23	西谷商店	4280	1630		23	西谷商店	4280	1630	1860
24	二条若狭屋	3400	1470		24	二条若狭屋	3400	1470	1840
25	平次殿	3400	1500		25	平次殿	3400	1500	1900
26	梅花堂	4000	1680		26	梅花堂	4000	1680	1530
27	ハトヤフーズ	6450	2180		27	ハトヤフーズ	6450	2180	2870
28	福田運送	3400	1470		28	福田運送	3400	1470	1900
29	フジ販送サービス	4990	1690		29	フジ販送サービス	4990	1690	1990
30	本家尾張屋	4700	1700		30	本家尾張屋	4700	1700	2000
31	豆富本舗	3390	1470		31	豆富本舗	3390	1470	1870
32	ミートショッピング	4680	1680		32	ミートショッピング	4680	1680	1980
33	UCC	4600	1700		33	UCC	4600	1700	2100
34	ユーアイ	4210	1690		34	ユーアイ	4210	1690	1710
35	和s	3400	1470		35	和s	3400	1470	1750
36	渡辺次の手意本舗	4000	1800		36	渡辺次の手意本舗	4000	1800	1900

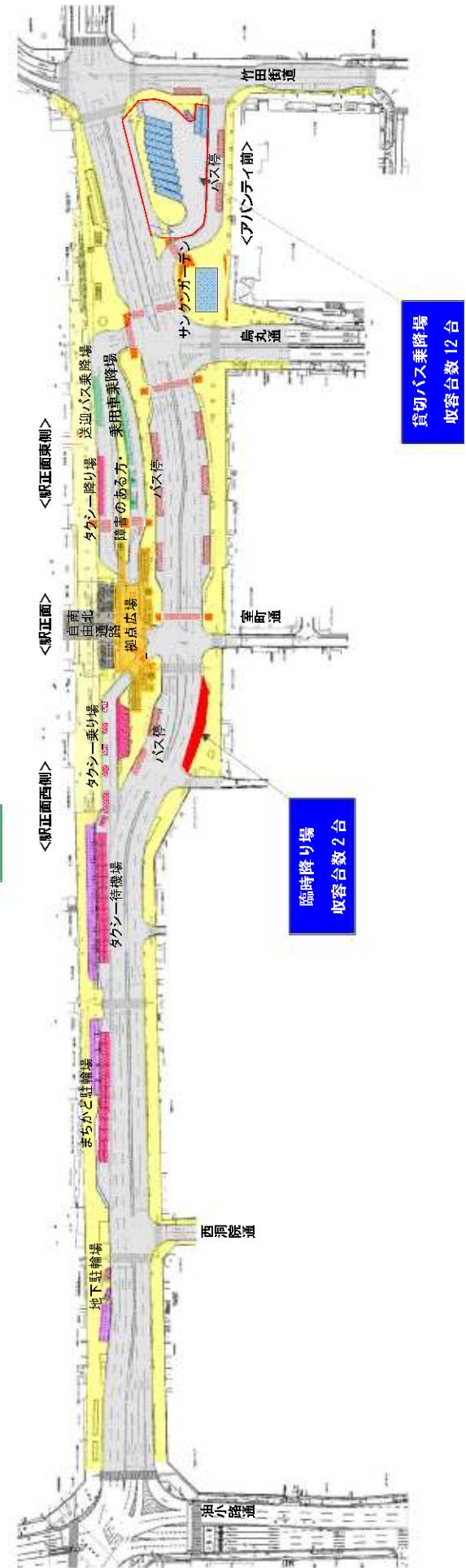
参考

京都市駅八条口駅前広場
荷捌き場使用者

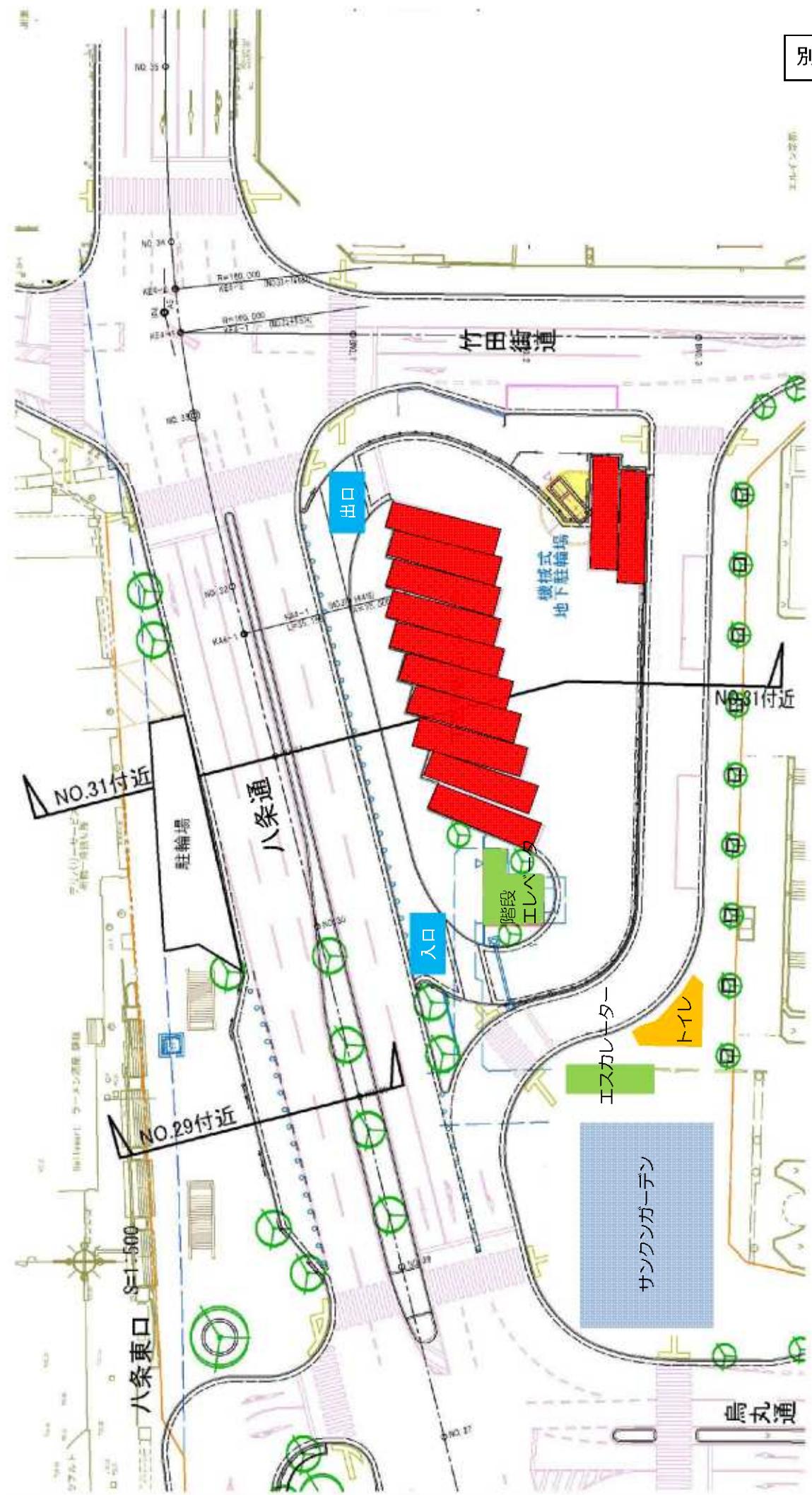
(JR東海)

001 00運送

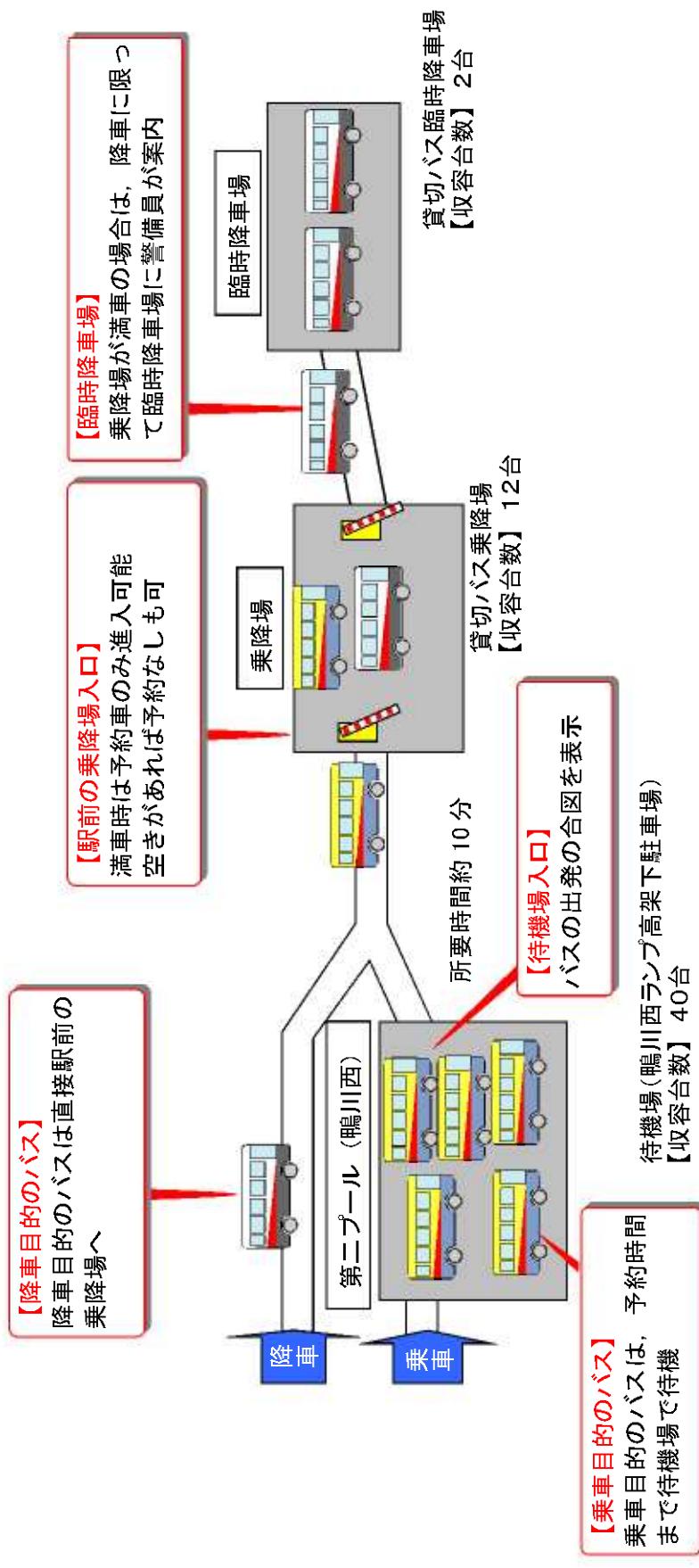
京都駅八条口駅前広場平面図



貸切バス乗降場平面図



賃切バスシヨットガソ方式イメージ図



位置図



1 第2回貸切バスショットガン運用実験報告について

1.1 運用実験概要

1.1.1 実施目的

京都駅南口駅前広場の整備後におけるショットガンシステムの運用上の課題を抽出するために、8月に実施した第1回運用実験に続き、より利用需要が多いと想定される繁忙期においてショットガンの運用実験を行った。

第1回の運用実験では、駅前プールの利用時間が20分を超えるバスが半数以上に上ったといった課題や近隣に営業所を持つバス事業者から京都駅から近距離に車庫があるバスまで鴨川西ランプ駐車場を経由させることは不効率との意見があった。

そのため、第2回運用実験では、暫定的な運用として、駅前プールの利用時間の目標を10分に設定するとともに、鴨川西ランプ駐車場の利用を自由とし、利用時間の短縮を図るまでの課題の確認と、車庫がある場所の遠さ及び鴨川西ランプ駐車場の利用・不利用による到着予定時間からの乖離を確認するものとした。

1.1.2 実施日時・場所

以下の日時、場所において実施した。

表 1 貸切バス 運用実験実施の日時、場所

実施日	12月9日(火)	
実施時間帯	9:00～17:00 (8時間)	
第2プール	場所	鴨川西ランプ タイムズ駐車場
	利用可能台数	約40台 運用実験対象車両は無料利用 ※ただし一般バスの駐車場利用あり
	開場時刻	8:30～16:30

1.1.3 貸切バスの形態

京都駅南口駅前広場における貸切バスの利用形態は、以下の4種類あることに留意し、実験を行った。

また、修学旅行等複数の車両の予約を受けた場合は、「団体」として調査結果を集計した。

表 2 貸切バスの形態

貸切バスの形態	利用形態
乗車(始発)	駅前プールを始発地として、利用客を乗車させる(到着時空車)
乗車(鴨西経由始発)	時間調整等で第2プールを利用し、駅前プールで利用客を乗車させる(到着時空車)
乗車(京都駅経由)	他の場所で利用客を乗せたあと、駅前プールでさらに利用客の乗降を行う(到着時実車)
降車	駅前プールで利用客を降車させる(到着時実車)

表 3 団体バスの定義

貸切バスの形態	団体	利用形態
乗車(始発)・乗車(鴨西経由始発)	団体バス	修学旅行等、複数の車両の予約を受けた場合
	団体以外のバス	一般ツアーツアー旅行等、1台のみの車両の予約を受けた場合

1.1.4 貸切バスの利用に係る時間・時刻の設定

駅前プールの利用バスの動きを分析するために、利用に係る時間を以下のように定義し、集計を行った。

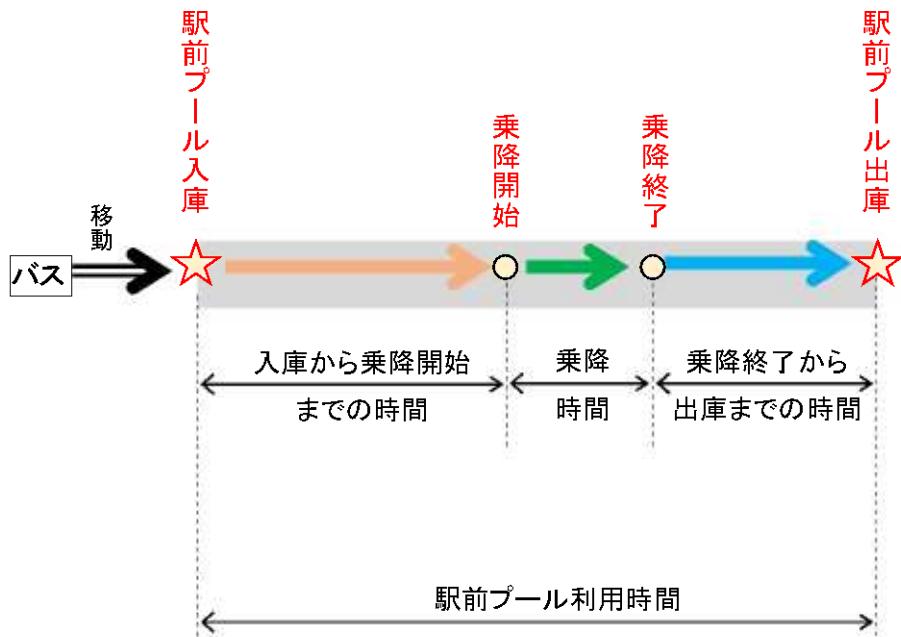


図 1 駅前プールの利用に係る時間の設定

1.1.5 実施方法

(1) 事前予約制

運用実験中に駅前プールを利用する際は、事前予約を行うこととする。

(2) 第2プールの利用

運用実験中は、鴨川西ランプ駐車場を、早着時の時間調整用として自由に利用できることとするが、必ずしも鴨川西ランプ駐車場の経由を必要としない。

(3) 入庫出庫記録

予約申込時にID整理番号券をFAX送信し、このID整理番号をバスに掲示してもらい、駅前プールの入庫時刻、出庫時刻、乗降開始時刻、乗降終了時刻を記録する。
第2プール利用車両については、第2プールの入庫時刻、出庫時刻を記録する。
記録結果から、駅前プールの利用台数、利用時間、第2プールから駅前プールまでの移動時間等を分析する。

1.2 実施結果

1.2.1 実験参加台数

表 4 実験参加台数一覧表

貸切バス形態	乗車 (始発) (鴨西経由始発)	乗車 (京都駅経由)	降車	備考
実験参加台数	87台	6台	8台	
事前予約台数 (12/8 17:00 時点)	92台	9台	15台	
第2プール利用台数	28台	—	—	瞬間最大利用台数 18台

1.2.2 各種実施結果

(1) 時間帯別駅前プール利用台数

駅前プール利用台数は、計測した時間帯 9:00～17:00において、総合計 101 台であった。
14 時台が 26 (台/時) と最も多く、そのうち 18 (台/時) が「鴨西経由始発」のバスが占めた。

※有効計測車両 101 台

時刻は、駅前プール到着時刻



図 2 時間帯別駅前プール利用台数(1 時間単位の合計値)

(2) 予約時刻との乖離

1) 駅前プール予約入庫時刻と実際の入庫時刻との乖離

駅前プールの予約入庫時刻と実際の駅前プール入庫時刻との乖離時間は、最大で31分の早着、9分の遅着、平均で8.6分の早着となっている。
乗車（鴨西経由始発）は、乗車（始発）に比べ、ばらつきが小さい。

※有効計測車両 88台

乖離時間：駅前入庫時刻-予約入庫時刻

乖離時間：平均 1.3 分(遅着)

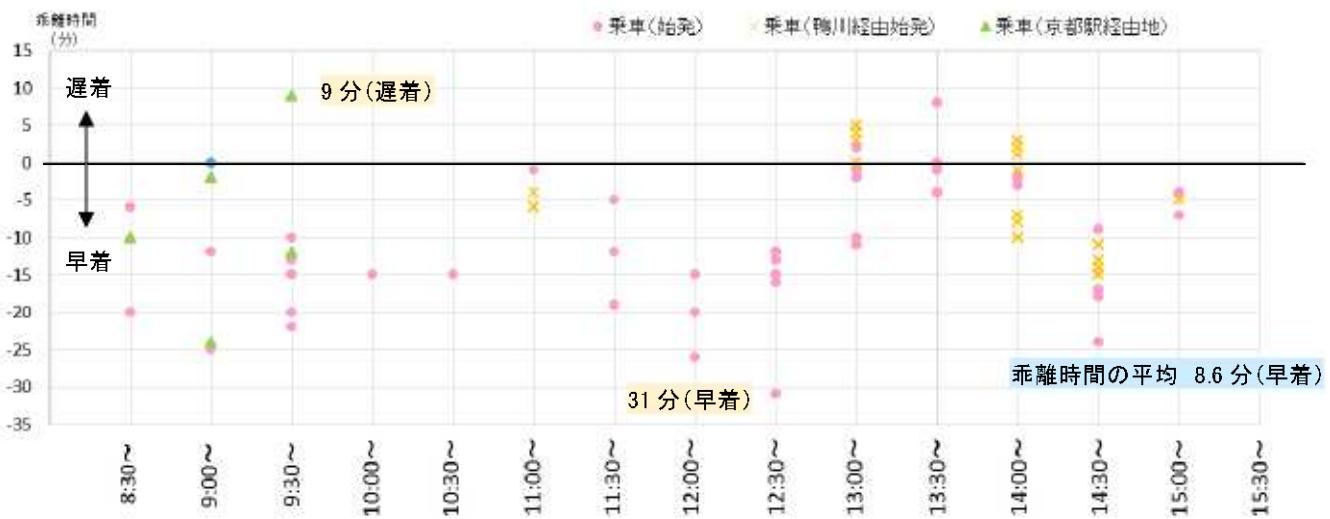


図 3 駅前プール予約入庫時刻と実際の入庫時刻との乖離

2)バスの車庫から駅前プールまでの距離による予約入庫時刻と実際の入庫時刻との乖離の関係

バスの車庫から駅前バスプールまでの距離と、予約入庫時刻と実際の入庫時刻との乖離の関係をみると、車庫からの距離による駅前到着時刻への影響は見られなかった。

※有効計測車両 54 台

乖離時間: 駅前入庫時刻 - 予約入庫時刻

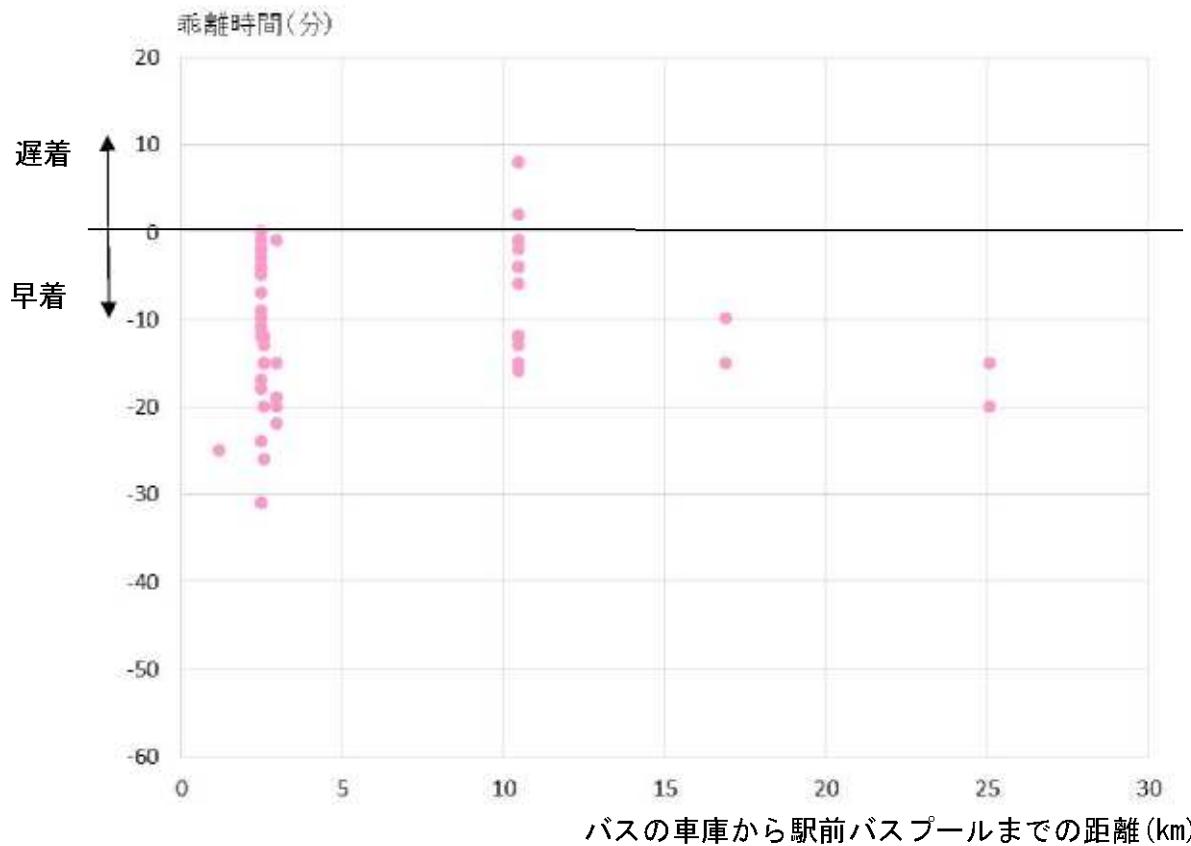


図 4 バスの車庫から駅前バスプールまでの距離による予約入庫時刻と実際の入庫時刻との乖離

表 5 各社の車庫から駅前バスプールまでの距離

会社名	南口駅前バスプールまでの距離
A社	3km
B社	2.6km
C社	25.1km
D社	1.2km
E社	2.5km
F社	10.5km
G社	16.9km

(3) 第2プールから駅前プールまでの移動時間

第2プールから駅前プールまでの移動時間は、最短で8分、最長で18分、平均11.8分となり、第1回実験とほぼ同じ時間となった。

※有効計測車両 28台

移動ルート 鴨川西ランプ駐車場～十条通～油小路～八条通～駅前プール

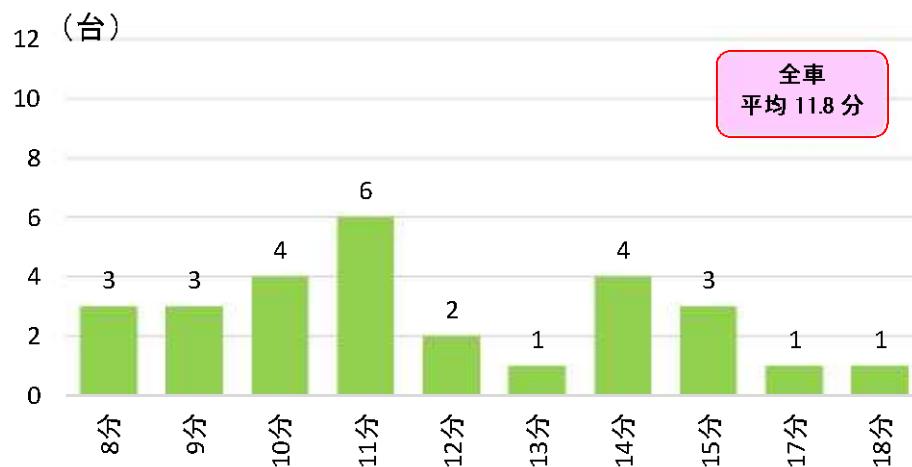


図 5 第2プールから駅前プールへの移動時間別台数分布

(4) 駅前プールの利用時間

1) 貸切バスの形態での集計

駅前プールの利用時間は平均 22.9 分となり、第1回実験とほぼ同じ時間となった。駅前プールの利用時間が 10 分以内で運用できたのは全体の 10% 程度、20 分以内でも 50% 未満であった。乗車（始発）より乗車（鴨西経由始発）は平均利用時間が 3 分程度短く、鴨西利用が駅前プールの利用時間の減少に効果があったことがわかる。

※有効計測台数 101 台



図 6 駅前プール利用時間別台数分布

2) 団体バス、団体バス以外の集計

団体バスの平均利用時間は、団体バス以外に比べ、長くなった。

※有効計測台数 101 台



図 7 駅前プール利用時間別台数分布(団体バス、団体バス以外)

(5) 入庫から乗降開始までの時間

入庫から乗降開始までの時間は、平均で 13.6 分を要している。

利用時間に占める半分以上の時間が入庫から乗降開始までの時間となっている。

団体バスの多くは、新幹線到着約 10 分前に入庫し、バスガイドがコンコースや改札までお迎えする運用であり、バスガイドを先に送って、乗客到着後に入庫させる運用に変えることにより、時間短縮が可能である。

※有効計測台数 91 台



図 8 入庫から乗降開始までの時間別台数分布

(6) 利用時間が長いバスの利用内訳

利用時間の長いバスの大半は入庫から乗降開始までに 20 分以上要しており、乗降開始から出庫までは約 10 分程度となっている。

※有効計測台数 22 台(利用時間 31 分以上)

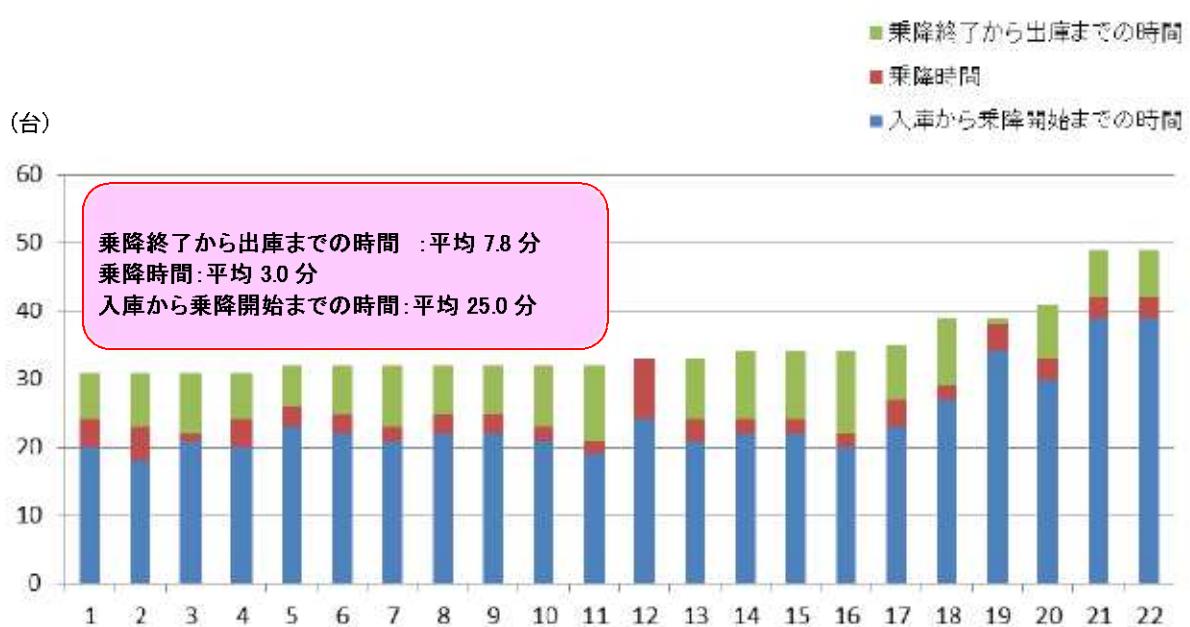


図 9 利用時間が長いバスの利用内訳分布

(7) 乗降時間

駅前プール内での乗降時間は、平均3.6分である。

全体の87%のバスが5分以内で乗降をしている。

※有効計測台数83台



図10 乗降時間別台数分布

(8) 乗降終了から出庫までの時間

乗降終了から出庫までの平均時間は、5.9分である。

団体バスの平均時間は7.1分であり、この時間の内訳は、大半が関係者の打合せや八条室町交差点の信号待ちの時間であり、本運用に向けて、打合せ時間の短縮を図っていただくことにより、時間短縮が可能である。

※有効計測台数85台

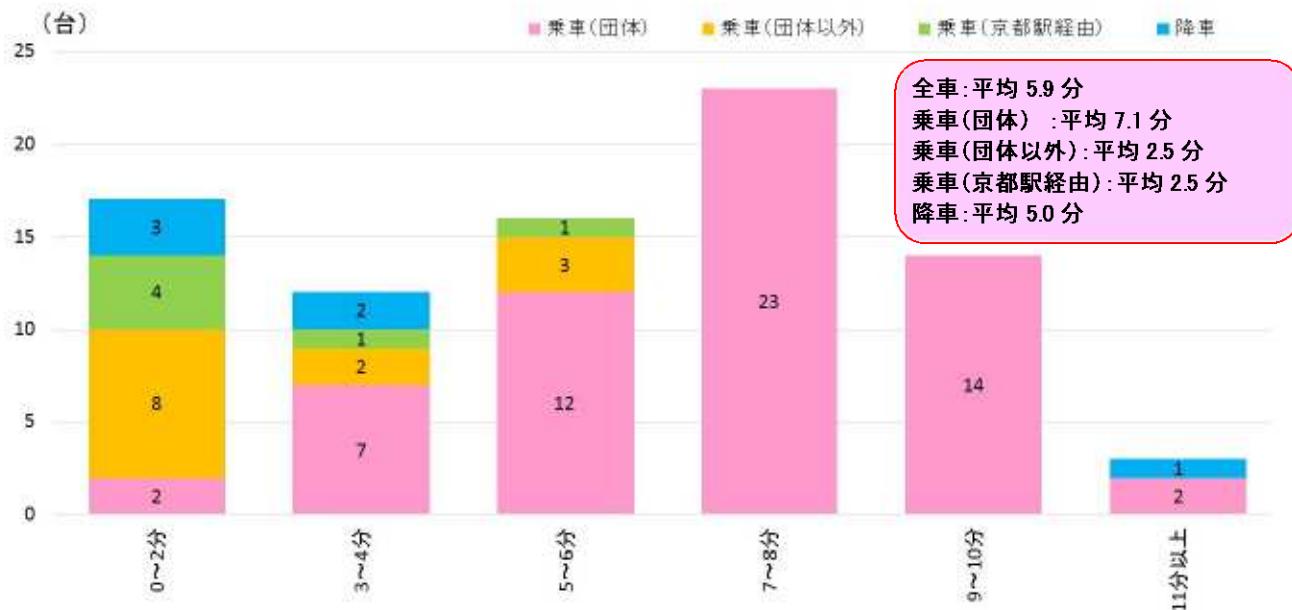


図11 乗降終了から出庫までの時間別台数分布

1.3 今後の検討

1.3.1 予約枠の設定

実験結果を踏まえ、整備後の駅前プールにおいて、予約の運用の検討を行う。

(1) 到着時間の遅れ

第1回、第2回の実験において、時間調整を第2プール（鴨川西ランプ駐車場）で行った場合、平均の移動時間は11分であり、平均時間から6分以内の超過時間で90%のバスが駅前に到着していた。整備後の移動ルートは、実験時に比べ距離も短く右折もないことから、早着した場合に第2プールで時間調整を行えば、到着時間の遅れは、ほとんどのバスが6分以内に収められると考えられる。

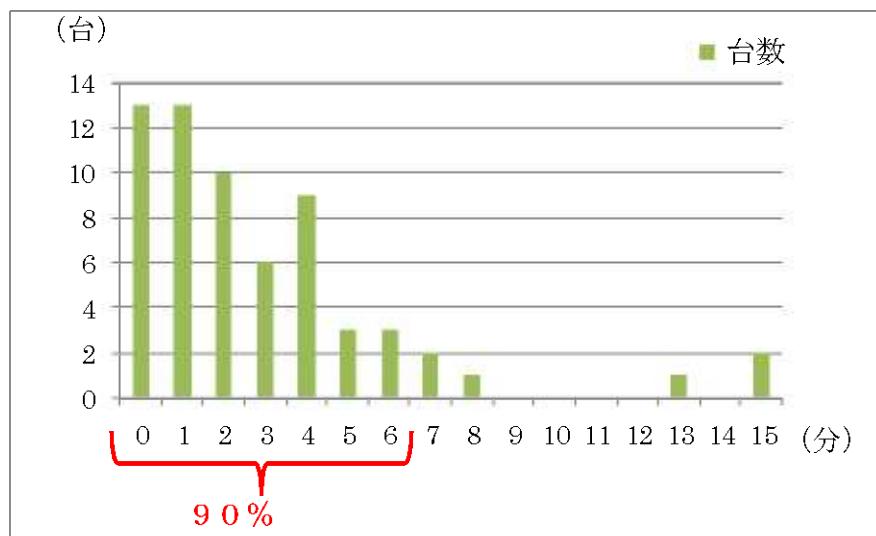


図12 第2プール～駅前間の平均移動時間からの遅れ時間別台数分布

(2) 入庫から乗降開始までの時間

現在は、列車到着前には必ずバスが到着している運用がなされており、この間に平均で約14分を要している。団体客以外のバスについては、この時間の必要性は認められないが、団体客のバスは、バスガイドのお迎えのため必要となっている。

しかし、広島駅の乗降場のように、客の集合時間を見越し、列車到着の15分後にバスを入庫させる運用をされている事例もあり、京都駅においても、バスガイドを先に送っていただくななどにより、列車到着後に、バスを入庫する運用とし、入庫後、速やかに乗車を開始できるようにしていきたい。

(3) 乗降時間

乗降については、現状でも90%のバスが6分以内で乗降されており、突発的な事象を除いては、6分以内で収められると考えられる。

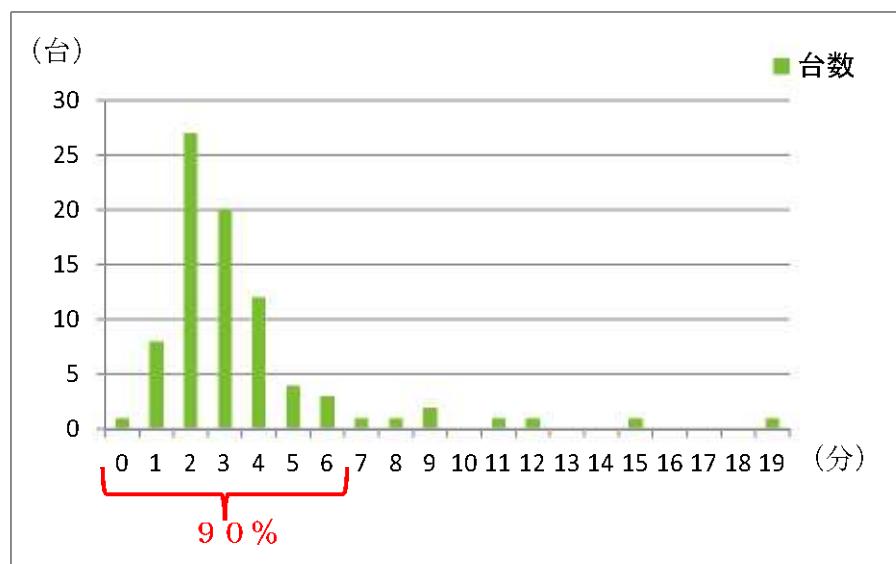


図13 乗降時間別台数分布

(4) 乗降終了から出庫までの時間

乗降終了から出庫までは、乗務員と旅行会社の打合せが行われることや出口が感知信号で青時間も短く出庫待ちが必要なことで時間を要している。

打合せについては、基本的には次の目的地で行うこととし、乗降場内では必要最小限に限るよう御協力いただき時間の短縮を図る。

また、出庫については、現況、降車後すぐに出庫を開始する降車のバスでも2分以上要している。整備後、出口の状況は改善されるが、出庫時の時間ロスとして1分程度は見込むものとする。

乗降終了から出庫までの想定時間は、今回の平均時間の6分から出庫時の改善分の1分を差し引いた5分とする。

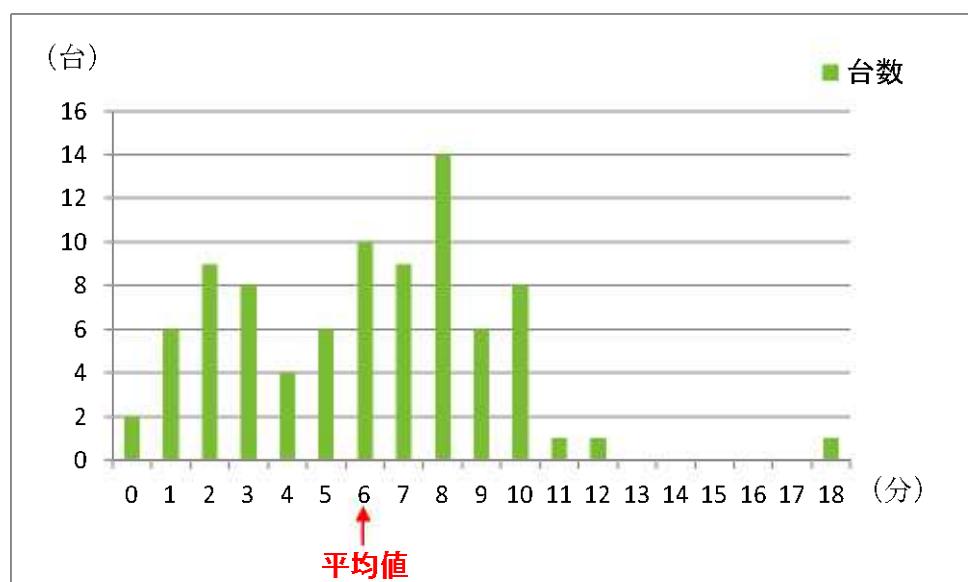


図14 乗降終了から出庫までの時間別台数分布

(5) 予約の運用

以上の結果から、バスが駅前プールを利用する時間を13分程度で運用することは可能と考えられるが、交通の状況等変動する条件を考慮すると、予約枠の時間は20分程度が必要となる。

ただし、名古屋駅の乗降場のように、10分の予約枠で運用されているケースもあり、第2プールとさらに駅前プール入口導流路を時間調整に利用し遅延の余裕をなくすこと、乗降場内での打合せはやめていただき乗降終了後の時間の短縮を図ることなどによる予約枠の短縮が可能か、引き続き検討を行う。

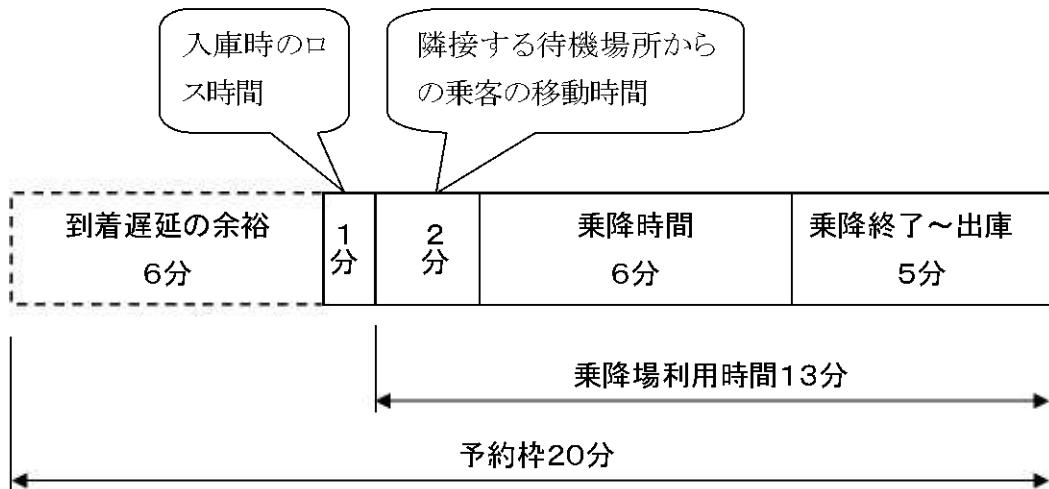


図15 駅前プールの1台当たり必要時間

乗降場では、到着時、出庫時の交通や信号の状況、順番待ちなどにより、一時に全てが入れ替わることはできないため、予約時間を有効に利用するためには、予約枠をずらすことが望ましい。

乗降場入口の導流路に、出口の支障にならない状態で3台が駐車できることから、3台を1セットとすると、20分の予約枠で運用した場合は下記のような設定となる。

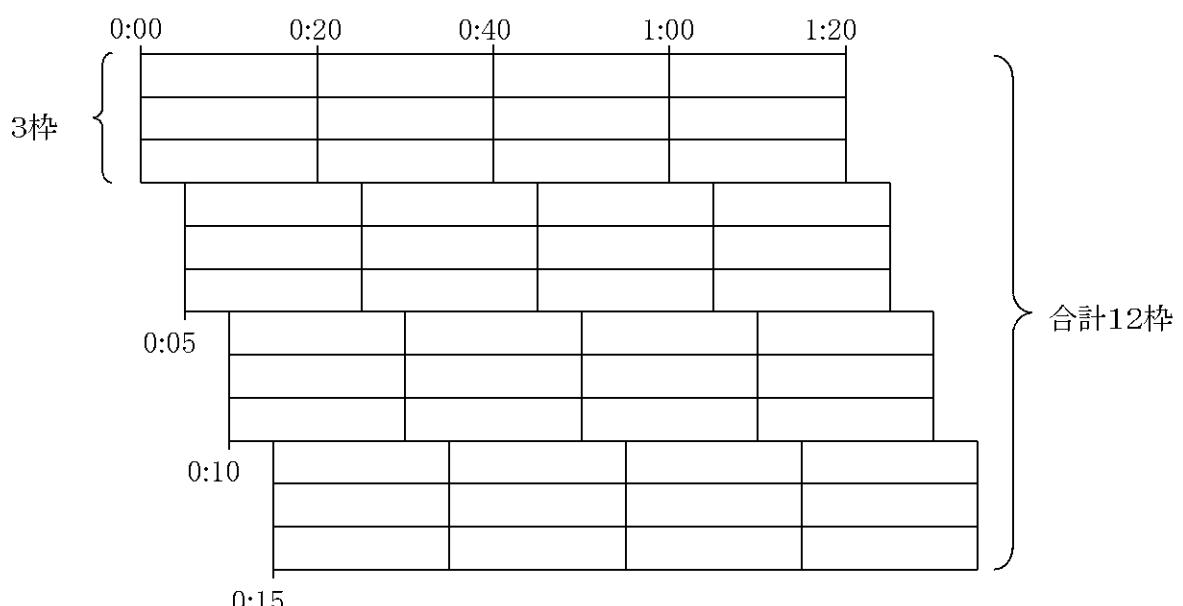


図16 予約枠の設定案

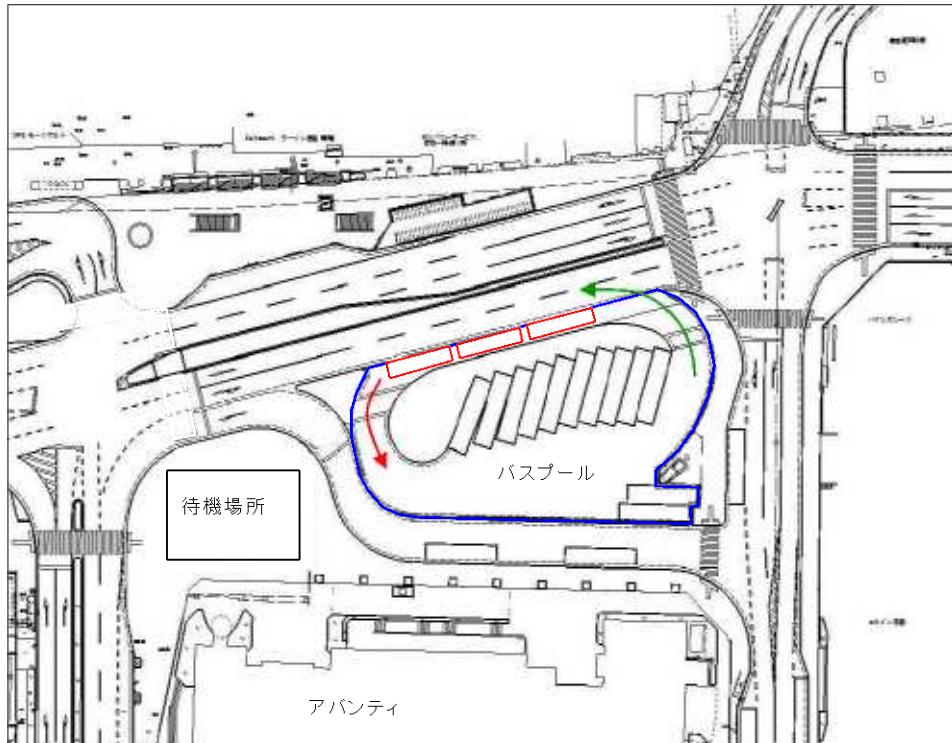


図 17 バスプールの形状

この運用で收まりきらないことが想定される 10%程度のイレギュラーなバスについては、一時的にバスプール内の旋回スペースで滞留させるなどの運用を検討する。

また、修学旅行シーズンのピークとなる団体専用の臨時新幹線が到着する時間帯については、他のスペースの利用を含めた収容能力の拡大策について、引き続き検討する。

平成27年度 八条口貸切バス駐車場申込

	1月			2月		3月		
	7	19	31	12	24	7	19	31
	金	火	日	金	水	月	土	木
6時台	0	0	1	0	0	5	2	1
7時台	5	4	5	5	3	12	11	7
8時台	8	11	14	6	16	10	19	11
9時台	3	6	2	2	7	12	6	8
10時台	0	10	2	1	6	2	4	7
11時台	0	7	4	0	12	2	1	8
12時台	1	1	4	5	4	4	0	7
13時台	4	2	1	1	1	5	3	3
14時台	0	0	0	0	0	0	0	0
15時台	0	0	0	0	0	0	0	1
16時台	0	0	0	0	0	1	1	1
17時台	0	1	1	0	0	0	0	0
合計	21	42	34	20	49	53	47	54
							平均	40

平成28年度 八条口バス乗降場申込予約

全体

5月													
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
8時台	1			8	5	26	12	10	11	12	13	14	15
9時台	1			21	24	24	13	28	24	27	27	47	18
10時台	2			64	48	60	37	47	108	78	82	78	84
11時台	7			10	23	28	5	5	44	14	45	37	28
12時台	1			2	8	7	6	4	4	4	8	10	0
13時台	0			2	7	9	6	3	4	3	5	10	5
14時台	0			1	2	0	14	6	1	0	4	1	1
合計	12	0	0	108	117	154	93	103	209	137	184	199	148
9~14合計	11	0	0	99	110	128	67	87	184	126	167	182	135

東本願寺

5月													
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
8時台				5	10	12	14	7	7	10	17	14	4
9時台				29	20	26	20	24	50	37	40	54	65
10時台					7		16		20	4	8		
11時台												17	5
12時台												10	13
13時台												5	10
14時台												10	13
合計	0	0	0	34	30	45	20	38	73	44	70	75	73
9~14合計	0	0	0	34	30	45	20	38	73	44	70	75	73

八条口

5月													
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
8時台	1			8	5	26	12	10	24	11	13	16	12
9時台	1			16	14	12	13	14	17	20	18	21	8
10時台	2			35	28	34	17	23	58	41	42	24	19
11時台	7			10	23	21	5	28	14	25	33	20	6
12時台	1			2	8	7	6	4	4	8	10	0	7
13時台	0			2	7	9	6	3	4	3	5	10	5
14時台	0			1	2	0	14	6	1	0	4	1	1
合計	12	0	0	74	87	109	73	65	136	93	114	124	75
9~14合計	11	0	0	65	80	83	47	49	111	82	97	107	62

別紙3-6

平成28年度 八条口バス乗降場申込予約

全体

6月													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
8時台	12	9	23	23	29	20	16	14	15	19	22	24	11
9時台	11	9	15	26	17	15	16	24	20	25	23	22	21
10時台	48	46	65	54	53	60	58	47	68	51	87	78	43
11時台	19	4	19	7	15	10	19	12	2	5	10	19	1
12時台	27	23	36	35	34	20	33	27	23	15	38	24	9
13時台	3	2	2	8	4	3	4	3	7	5	3	9	4
14時台	1	0	1	1	0	1	0	0	0	3	2	0	1
合計	121	93	161	154	153	130	145	128	131	122	188	172	109
9~14合計	108	84	137	130	123	110	129	114	116	103	163	146	98

東本願寺

6月													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
8時台													
9時台													
10時台	27	40	27	22	35	28	26	39					
11時台	14			9	9		8						
12時台	8			9	3		11	6	5				
13時台													
14時台													
合計	49	27	49	39	31	35	54	41	44	0	0	0	0
9~14合計	49	27	49	39	31	35	54	41	44	0	0	0	0

八条口

6月													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
8時台	12	9	23	23	29	20	16	14	15	19	22	24	11
9時台	11	9	15	17	17	15	9	15	20	25	23	22	21
10時台	21	19	25	27	31	25	30	21	29	51	87	78	43
11時台	5	4	19	7	6	10	11	12	2	5	10	19	1
12時台	19	23	27	32	34	20	22	21	18	15	38	24	9
13時台	3	2	2	8	4	5	3	4	3	7	5	3	9
14時台	1	0	1	1	0	0	0	0	0	3	2	0	0
合計	72	66	112	115	122	95	91	87	87	122	188	172	109
9~14合計	59	57	88	91	92	75	73	72	103	163	146	98	129

:50台以上

貸切バス乗降場の運用方法(案)

運用時期	①平成28年12月中旬～平成29年3月の運用 (事前申込・予約なし)	②平成29年4月～平成29年6月の運用 (貸切バス予約システム完成前(事前申込制))	③平成29年7月以降 (貸切バス予約システム完成後(事前予約制))
1. 事前申込・予約予定	事前申込・予約なし	事前申込制 (全ての申込に対して乗降場所を確保)	事前予約制 (貸切バス乗降場、臨時バス降り場のみの運用)
2. 事前申込・予約時期	一	申込周知時期 平成28年12月中旬～29年1月上旬 申込開始時期 平成29年1月上旬 申込対象時期 平成29年4月～6月	予約開始時期：平成29年4月予定 予約対象時期：平成29年7月以降
3. 事前申込・予約の流れ	一	先行申込期間(1ヶ月)⇒先行申込調整期間(1ヶ月) ⇒随時調整期間(先着順) ※先行申込者には、概ね1ヶ月前に乗降場所をお知らせ。 その他については、随時調整	先行予約期間(1ヶ月)⇒先行予約抽選(10日程度) ⇒随時受付期間(先着順)
4. 事前申込・予約対象時間	一	6:00～18:00の10分間隔で申込み可能 その他の時間は予約対象外	6:00～18:00の10分間隔で予約可能 その他の時間は予約対象外
5. 申込方法	一	FAXまたはメールによる申込を想定 ※調整後の結果(乗降場所や利用開始時刻) はメール返信予定	インターネット予約を想定 ※抽選結果はメール返信予定
6. 事前申込・予約先	一	本市委託業者	本市委託業者
7. 乗降場利用時間	20分間	20分間	20分間
8. 乗降場管理	誘導員管理	ゲート及び誘導員管理	ゲート及び誘導員管理
9. 乗降場所	①京都駅八条口乗降場(収容台数12台) ②京都駅八条口臨時降り場(収容台数2台)	①京都駅八条口乗降場 ②京都駅八条口臨時降り場 ③東本願寺ペーチングチケット ④周辺寺院・ホテル等の駐車場 ※通常は①、②のみの運用、利用申込が多い 時間帯は③、④併用	①京都駅八条口乗降場 ②京都駅八条口臨時降り場 ③東本願寺ペーチングチケット ※①、②のみの運用、③の使用は、利用者判断 向かう、スショットガンの運用予定
10. 待機場所	一	鴨川西ランプ駐車場	鴨川西ランプ駐車場 ※貸切バス利用が多い時間帯(9時～12時想定)は鴨川西ランプで待機し、八条口駐車場に向かう、スショットガンの運用予定
11. 費用	なし	・乗降場所①、降り場②の使用は無料 ・③の使用は有料(300円／60分) ・周辺寺院、ホテル等の駐車場は有料となる可能性あり ・バスショットガン運用のための鴨川西ランプ駐車場の使用は無料	・乗降場所①の使用は有料、10分以内無料を想定 ・降り場②の使用は無料 ・鴨川西ランプ駐車場使用時も直接入庫時と同額
12. キャンセル	一	対応なし	キャンセルや空予約を頻発する会社について は、利用停止等の措置をとる場合あり
13. その他		①12月中旬～3月下旬、スキーバスの利用あり、夜間11時台の利用予定 ②2月から関西地区停留所管理事務所の管理する高速路線バスが利用予定	

京都駅八条口貸切バス乗降場運用スケジュール(案)

項目	28年 12月	29年										30年				備考
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
予 約・申込み	京都府バス協会による事前申込制 事前周知	事前申込制(平成29年4月～6月分)														事前申込委託業者 12月決定
料 金																料金は条例制定予定
京都府バス協会下 ガードマン配置	京都府バス協会でガードマンを配置															料金制開始(八条口、鴨西)
貸切バス乗降場運用																東本願寺パークリングチケット等 他施設の利用は有料
臨時貸切バス降車場 運用																京都市委託業者による 貸切バス乗降場運用開始(4月～6月試行期間)
工 事	上屋・舗装工事(12月グランドオープン)															ゲート設備設置工事予定
																別紙3-8

各 位

京都市都市計画局歩くまち京都推進室

観光シーズンにおける京都駅八条口貸切バス乗降場の利用について

平素より本市の実施する京都駅八条口駅前広場整備事業に御理解と御協力を賜りありがとうございます。

京都駅八条口貸切バス乗降場（以下「貸切バス乗降場」という。）は、平成27年2月から現在の位置にて仮供用しておりますが、春の観光シーズンは、ピーク時間（AM9：00～12：00）に収容台数を大幅に上回る利用があり、貸切バス乗降場を利用できないバスは、京都駅周辺の路上での乗降を行う等、京都駅周辺の交通安全に支障を来しかねない状況が見受けられたところです。

本市では、八条通の整序化のために、貸切バスの路上での乗降や待機をなくす取組を進めており、乗降場の収容台数については、整備前の6台から12台に大幅に増やし、12月に完成します。

しかし、平成29年4月～6月の修学旅行シーズンについては、貸切バス乗降場の収容台数（12台）を大幅に上回る利用が予想され、貸切バス乗降場を利用できないバスが発生する恐れがあります。そのため、4月～6月については、事前に貸切バス乗降場の申込をしていただくことで、貸切バス乗降場を利用できないバスに対して、本市の委託業者から貸切バス乗降場以外の乗降場所を指定させていただく予定をしております。指定場所によっては、京都駅から徒歩で20分程度の移動をしていただく可能性もありますが、従来からの課題であった路上での危険な乗降を回避するためのものですので、御理解、御協力よろしくお願ひいたします。

また、貸切バス乗降場をご利用の場合も、効率的かつ円滑な乗降場運用のため、配車時刻の調整や速やかな乗降による利用時間の短縮に御協力いただきたきますようお願いいたします。

平成29年7月以降につきましては、事前予約制及び料金制の運用を予定しております。予約の取れなかったバスについては、利用時間の調整や貸切バス乗降場以外の場所の確保を検討していただくことに頼らざるを得ない状況になります。

つきましては、京都にお越しいただく場合は、時期やピーク時間の利用の回避、他駅のバス乗降場及び寺社等の駐車場を活用した行程を御検討いただきますようお願いします。

学校や旅行業界の皆様におかれましては、シーズン中の利用者の利便性・安全性の確保にあたり、御理解、御協力いただきますようお願い申し上げます。

京都駅八条口駅前広場タクシー関連施設の使用に係る覚書

京都市（以下「甲」という。）と京都タクシー業務センター（以下「乙」という。）とは、京都駅八条口駅前広場（以下「駅前広場」という。）のタクシー待機場、タクシーのりば、タクシーおりば、大型タクシー及び予約タクシー待機場並びに鴨川西ランプ西側用地（以下「タクシー関連施設」という。）の使用について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント要綱に基づき、タクシー関連施設の安全かつ円滑な使用と、清潔で快適な空間を維持するとともに、サービスの向上に資することを目的とする。

（タクシー関連施設の使用者への指導）

第2条 乙は、タクシー関連施設の使用者に対して、次の各号に定める事項について、適切に指導や監督を行うこととする。

- (1) タクシー関連施設の使用者は、道路交通法、道路運送法、タクシー業務適正化特別措置法及び京都タクシー業務センター指導要綱を遵守し、善良なタクシー運用者としてタクシー関連施設及び駅前広場を使用し、他の駅前広場使用者などに支障となる行為をしてはならない。
- (2) タクシー関連施設の使用者は、京都駅八条口旅客自動車待機場条例、同条例施行規則及び京都駅八条口旅客自動車待機場要綱を遵守しなければならない。
- (3) 大型タクシー及び予約タクシー待機場が満車のときは、一旦当該待機場を通過することとし、八条通での待機は行ってはならない。
- (4) 大型タクシー及び予約タクシー待機場の使用に際しては、車止めを適切に運用し、一般車等の誤進入防止に努めなければならない。

（維持管理）

第3条 乙は、自らの負担により、タクシー関連施設等の安全で円滑な交通を確保しなければならない。

2 乙は、自らの負担により、別図に定める区域について、清掃等の日常管理を行い、甲は、当該施設に係る補修等の維持管理を行うことにより、甲乙協力して良好な施設の管理に努めることとする。

3 乙は、タクシー関連施設や京都駅八条口駅前広場の施設に異常等が発生したことを確認したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

（原状回復）

第4条 乙の関係団体や事業者等が、甲の所有する施設に損害等を生じさせたときは、乙の負担により原状回復を行わなければならない。

（協議）

第5条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議するものとするものとする。

上記覚書成立の証として本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年 4月 1日

甲 京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地
京都市長 門川大作

乙 京都市伏見区竹田向代町51番地5
京都タクシー業務センター
代表幹事 安居早苗

日常管理範囲図（その1）

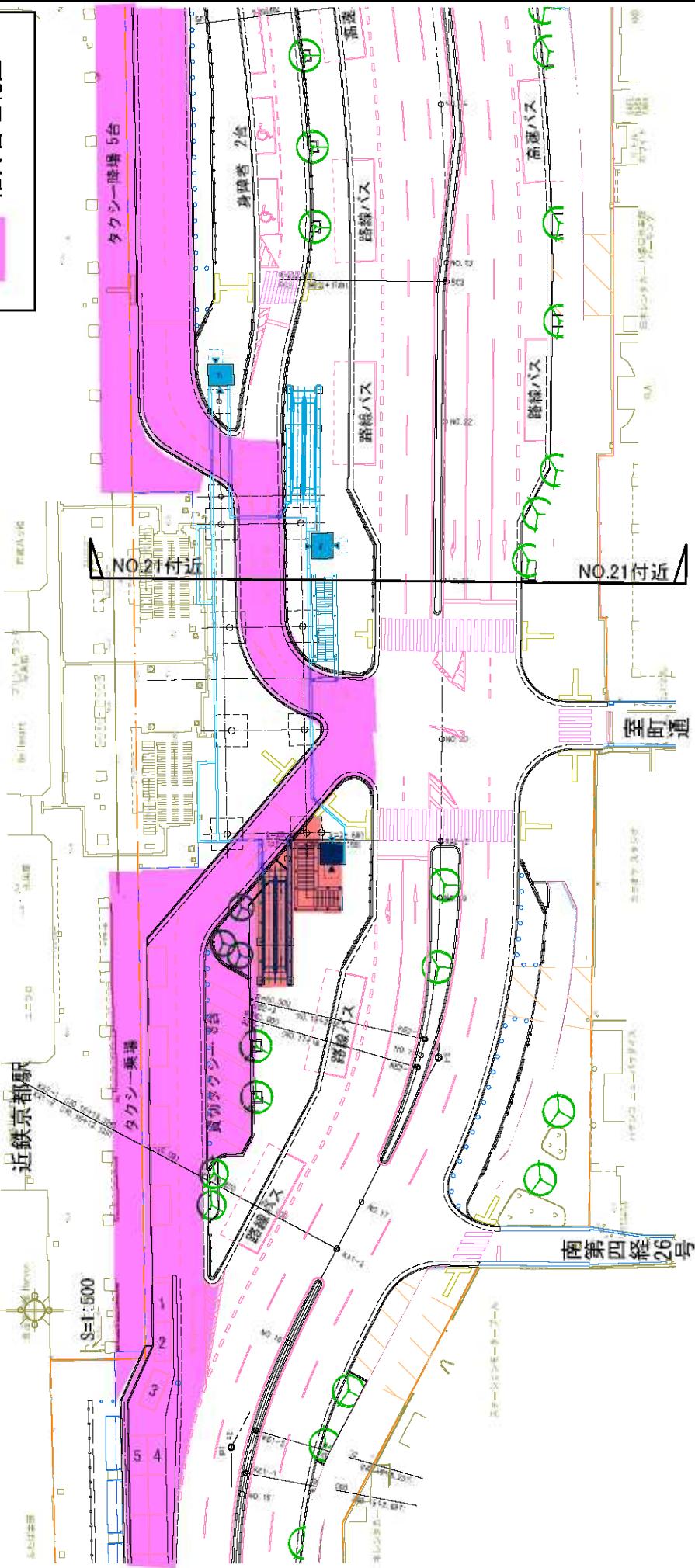
維持管理範囲



別図

日常管理範囲図（その2）

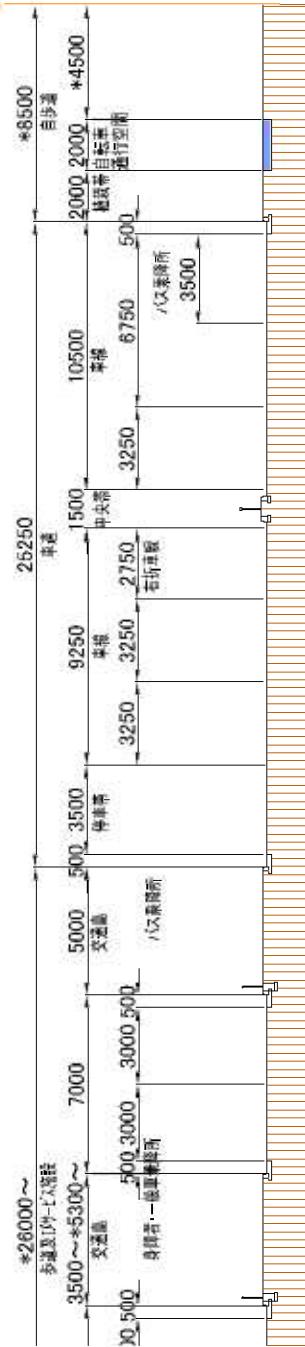
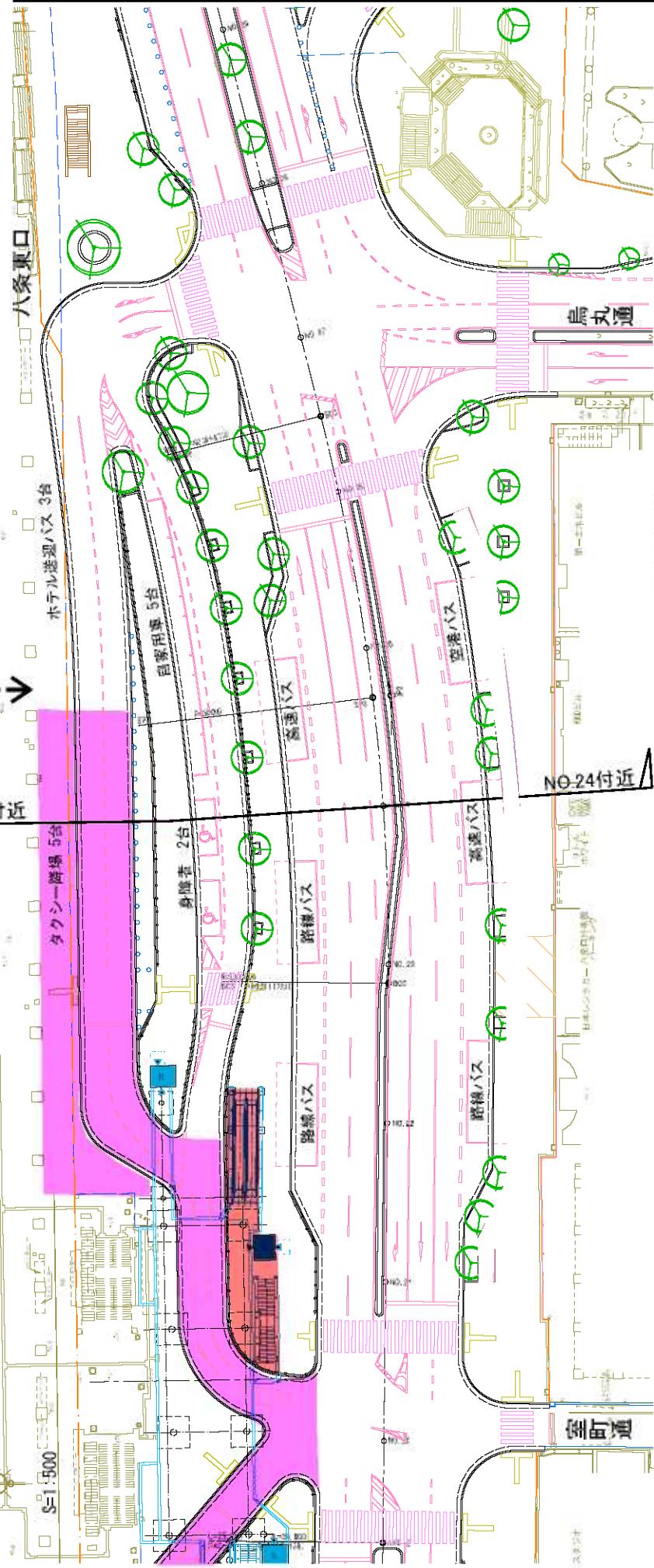
維持管理範囲



別図 南北自由通路

新幹 日常管理範囲図（その3）

維持管理範囲

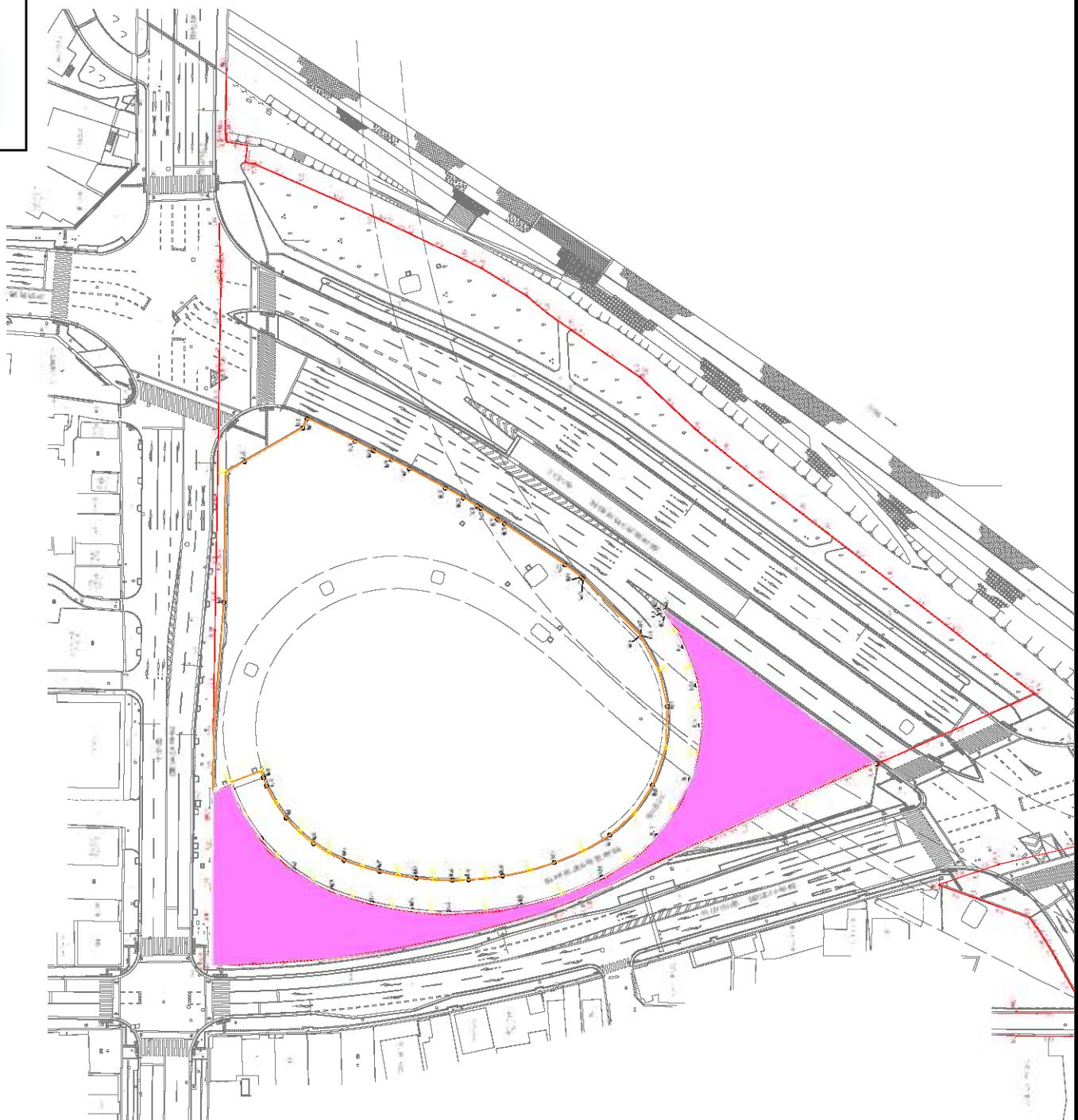


注) *印寸法は NTF-A777 によるもので表示する。

2014.06.04.

維持管理範囲

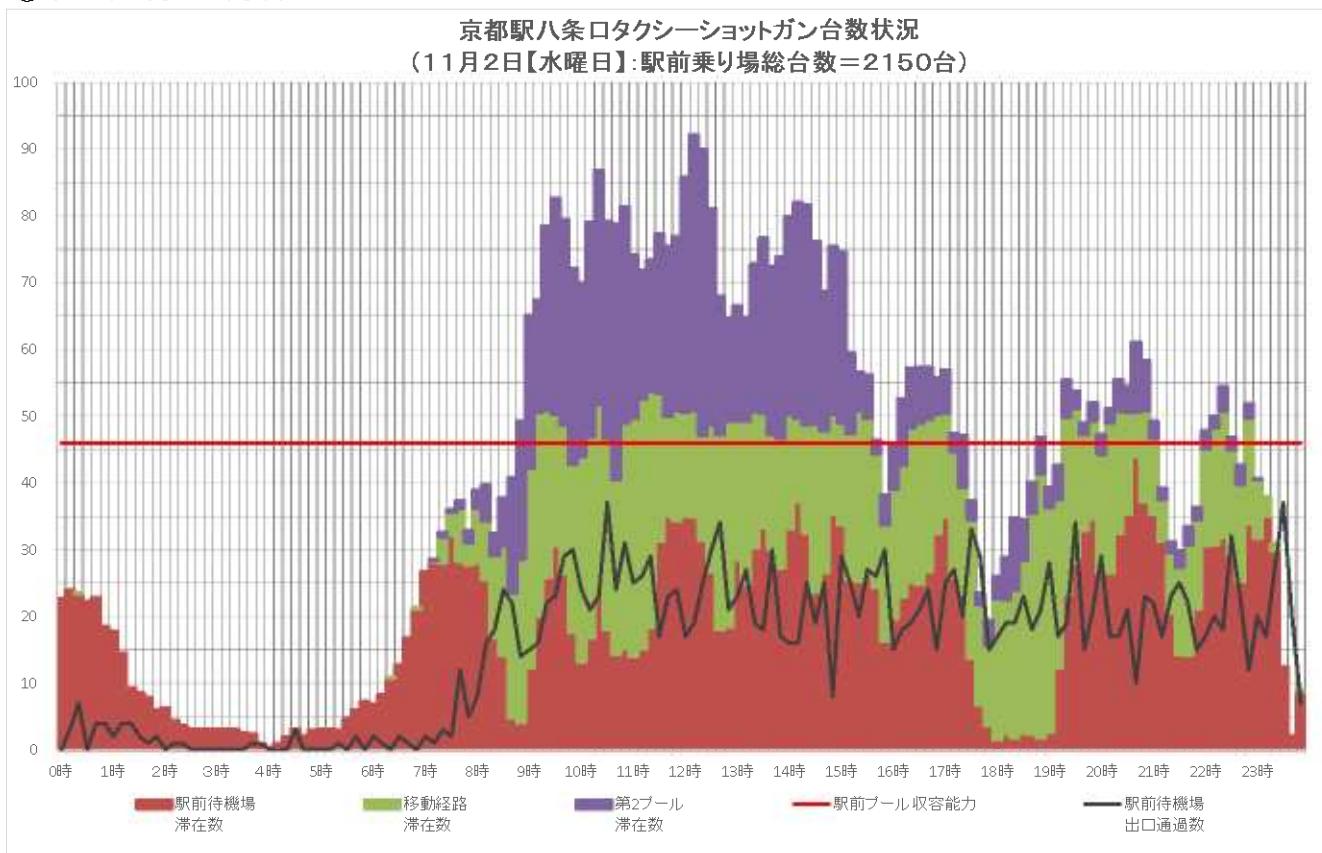
日常管理範囲図（その4）



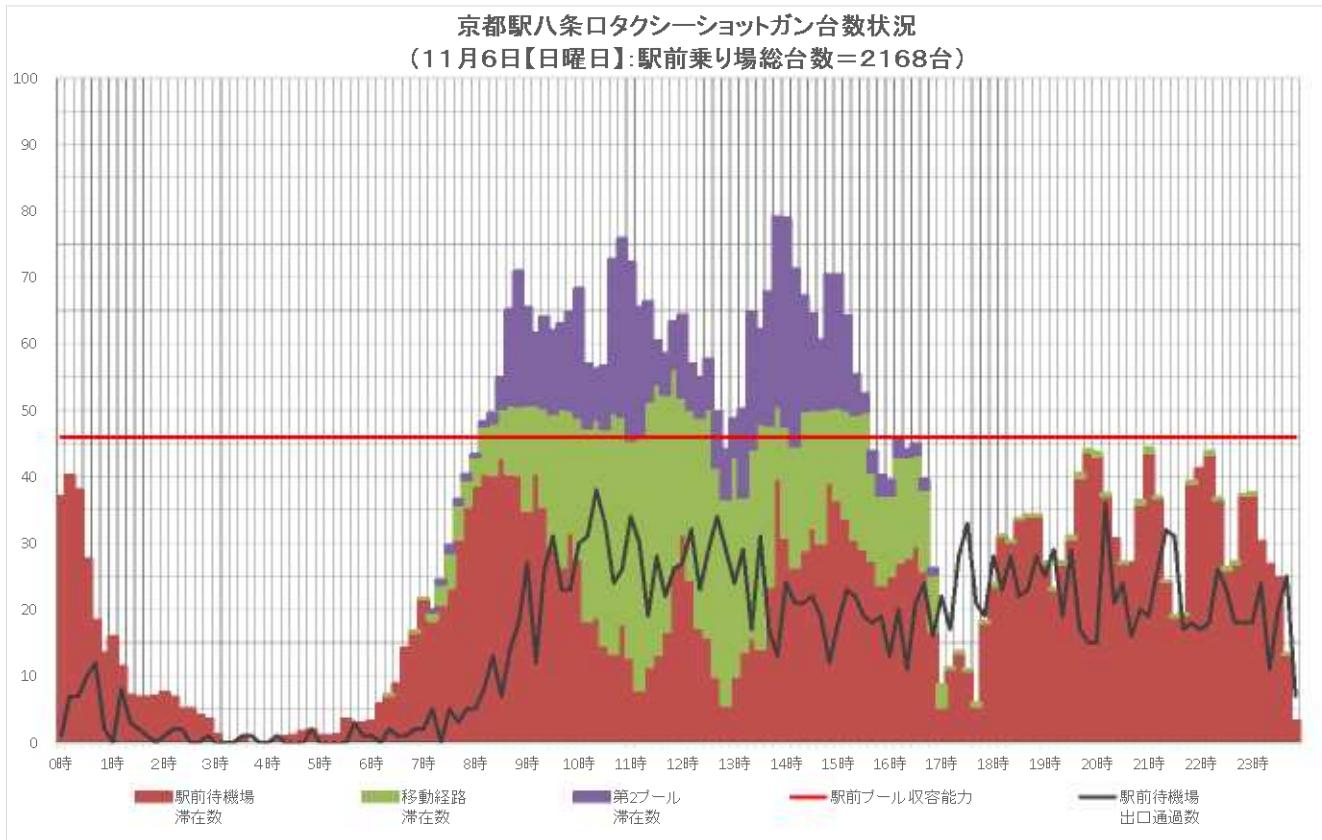
別図

タクシーショットガン運用状況

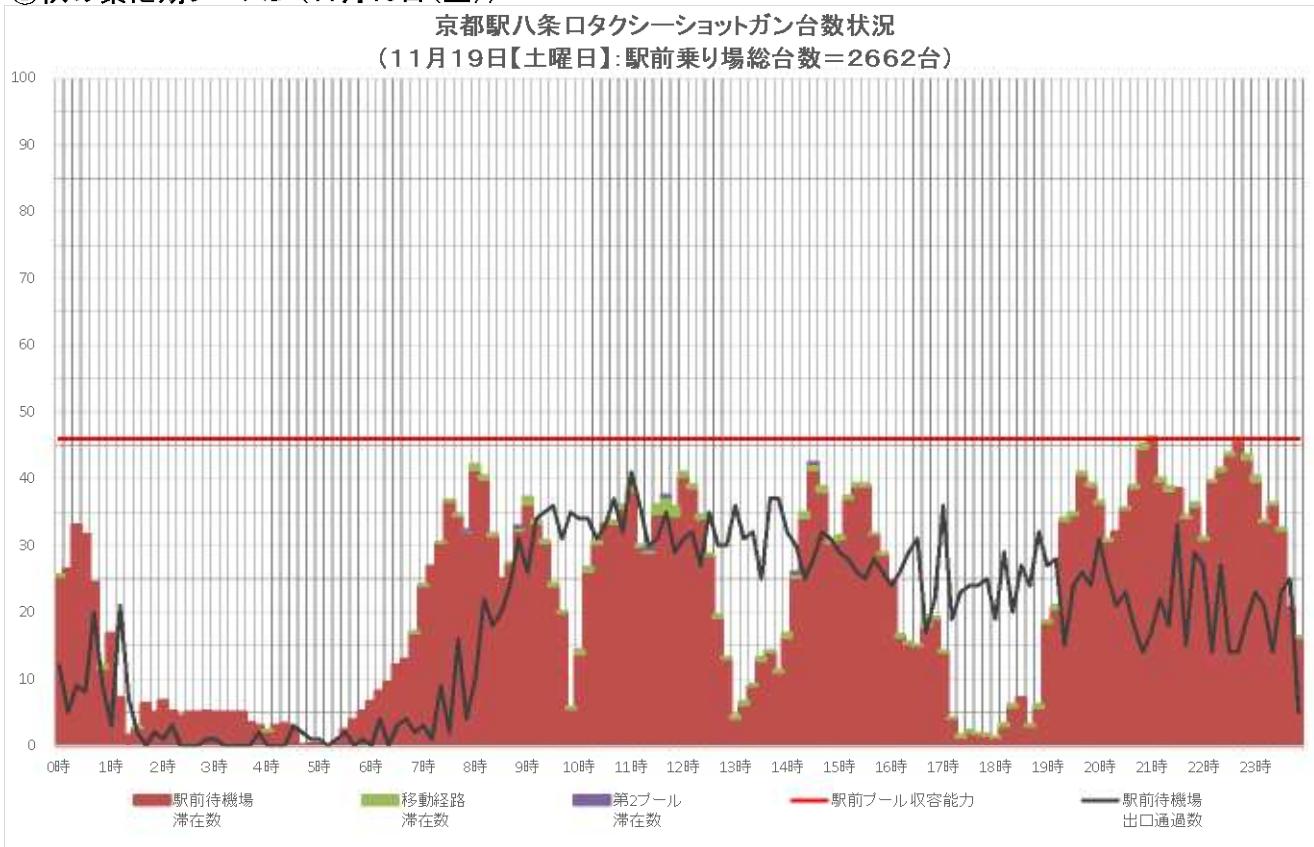
①平日(11月2日(水))



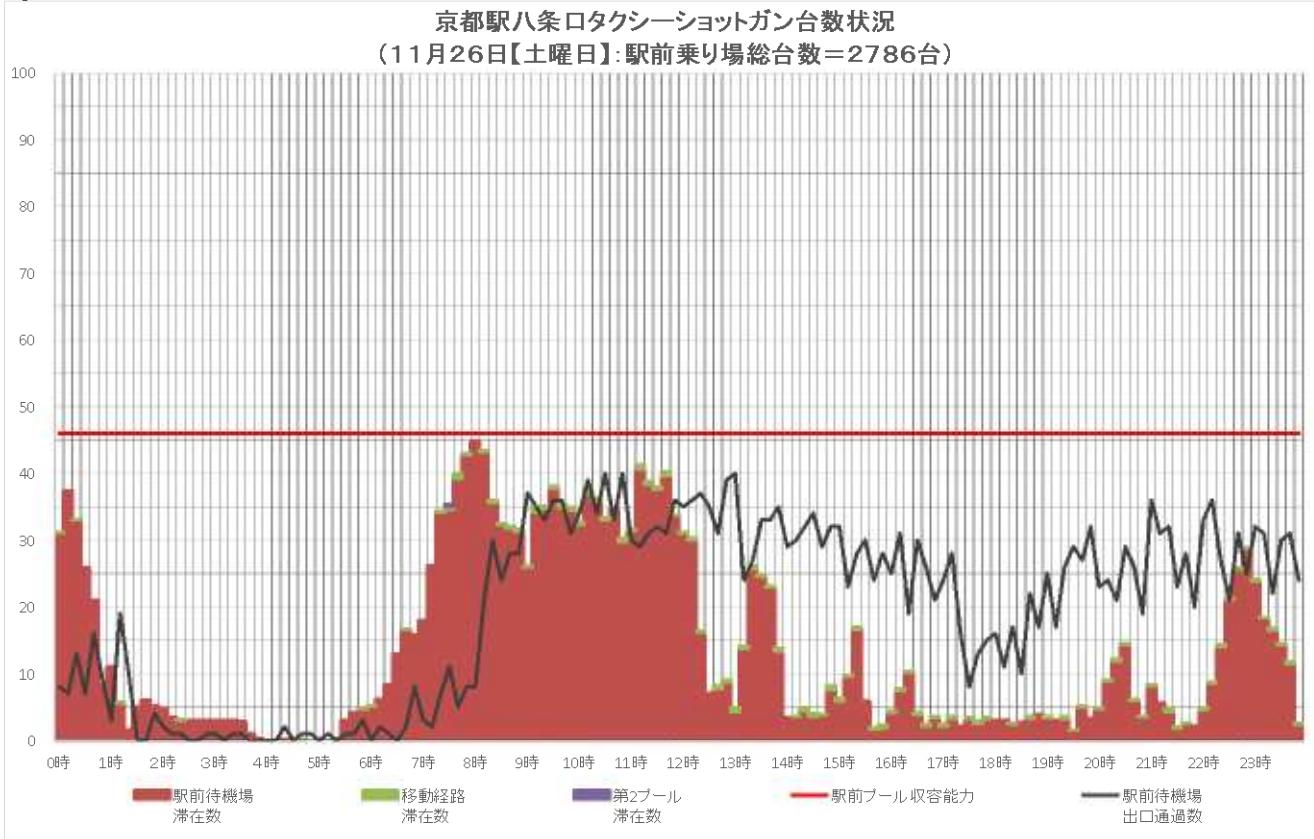
②休日(11月6日(日))



③秋の繁忙期シーズン(11月19日(土))



④秋の繁忙期シーズン(11月26日(土))



京都駅八条口駅前広場路線バス乗降場の使用に係る覚書

京都市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、京都駅八条口駅前広場（以下「駅前広場」という。）の路線バス乗降場（のりば番号〇〇）の使用について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント要綱に基づき、路線バス乗降場の安全かつ円滑な使用と、清潔で快適な空間を維持するとともに、サービスの向上に資することを目的とする。

（一般事項）

第2条 乙は、道路交通法を遵守し、善良な路線バス事業者として施設を使用するものとし、他の駅前広場利用者などに支障となる行為をしてはならない。

（運行ダイヤの調整）

第3条 乙は、同一の路線バス乗降場を使用する他の路線バス事業者との間で運行ダイヤ（発着時刻）の調整を行い、運行ダイヤの集中によるバスの混雑を未然に防止するよう努めなければならない。

2 乙は、毎年度4月に、当該年度における運行ダイヤの計画及び当該年度の前年度における運行ダイヤの実績について、甲に報告しなければならない。また、甲が運行ダイヤの提出を求めたときは、乙は速やかにこれを提出しなければならない。

3 乙は、運行ダイヤの調整に際しては、路線バス乗降場での発車待ちによる混乱が生じることがないよう、路線の特性並びに運行距離、積雪地域及び乗客の荷物等の利用実態に応じ、十分な間隔を確保しなければならない。

4 前項に基づく運行ダイヤの間隔は、路線バス乗降場ごとに、市内路線バスにあっては3分間隔、中・長距離路線バスにあっては5分間隔を最短とする。ただし、乗降に要する時間が短時間であるなど、路線バス乗降場の運用上、支障がないと認められるときは、この限りではない。

5 乙は、運行ダイヤを変更しようとするときは、路線バス乗降場ごとに、当該路線バス乗降場を使用する路線バス事業者との間で調整を行うこととする。

6 乙は、甲が駅前広場の混雑又は他の路線バスの運行に支障があると判断し、乙に運行ダイヤの再調整等を指示したときは、これを行わなければならない。

7 乙は、同一時刻の発着車両を増車する便（以下「続行便」という。）や臨時便を運行するときは、使用する路線バス乗降場及び他の路線バス乗降場の運用のほか、他の路線バス事業者の運行に支障を及ぼすことがないよう配慮しなければならない。

8 乙は、共同運行又は、業務提携等を行うときは、事前に甲に報告しなければならない。

9 運行ダイヤの変更、続行便や臨時便の運行もしくは共同運行又は業務提携により、総合案内看板等の内容を修正する必要が生じたときは、乙は、甲の指示する方法により、

自らの負担で修正するものとする。

(維持管理)

第4条 甲及び乙は、路線バス乗降場を常時良好な状態に保つため、互いに協力し、維持管理を行うものとする。

2 乙は、次の各号に掲げる路線バス乗降場の損傷等について、自らの責任において乙の負担により修繕するものとする。

(1) バス停標柱の別図1に図示するガラス及びガラス枠の損傷

(2) 別図2に図示するベンチの軽微な損傷

3 乙は、路線バス乗降場を常に良好な状態に保持するために、乙の負担により、別図3に定める区域の路面の清掃、物品の放置及び不法看板の掲出防止に努めるほか、必要に応じて撤去するなど当該施設の日常管理を行い、甲と協力して路線バス乗降場の良好な施設の管理に努めることとする。

4 乙は、路線バス乗降場や京都駅八条口駅前広場の施設に異常等が発生したことを発見したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(使用の許可)

第5条 乙は、甲の所有する標柱に、路線バスの運行ダイヤ等を掲示するときは、事前に道路占用の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第6条 乙は、乙又は乙の関係団体や事業者等が甲の所有する施設に損害等を生じさせたとき又は当該路線バス乗降場の使用を終了したときは、甲の指示に従い、自らの負担により原状回復を行わなければならない。

(協議)

第7条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議するものとする。

上記覚書成立の証として本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年9月1日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市長 門川 大作

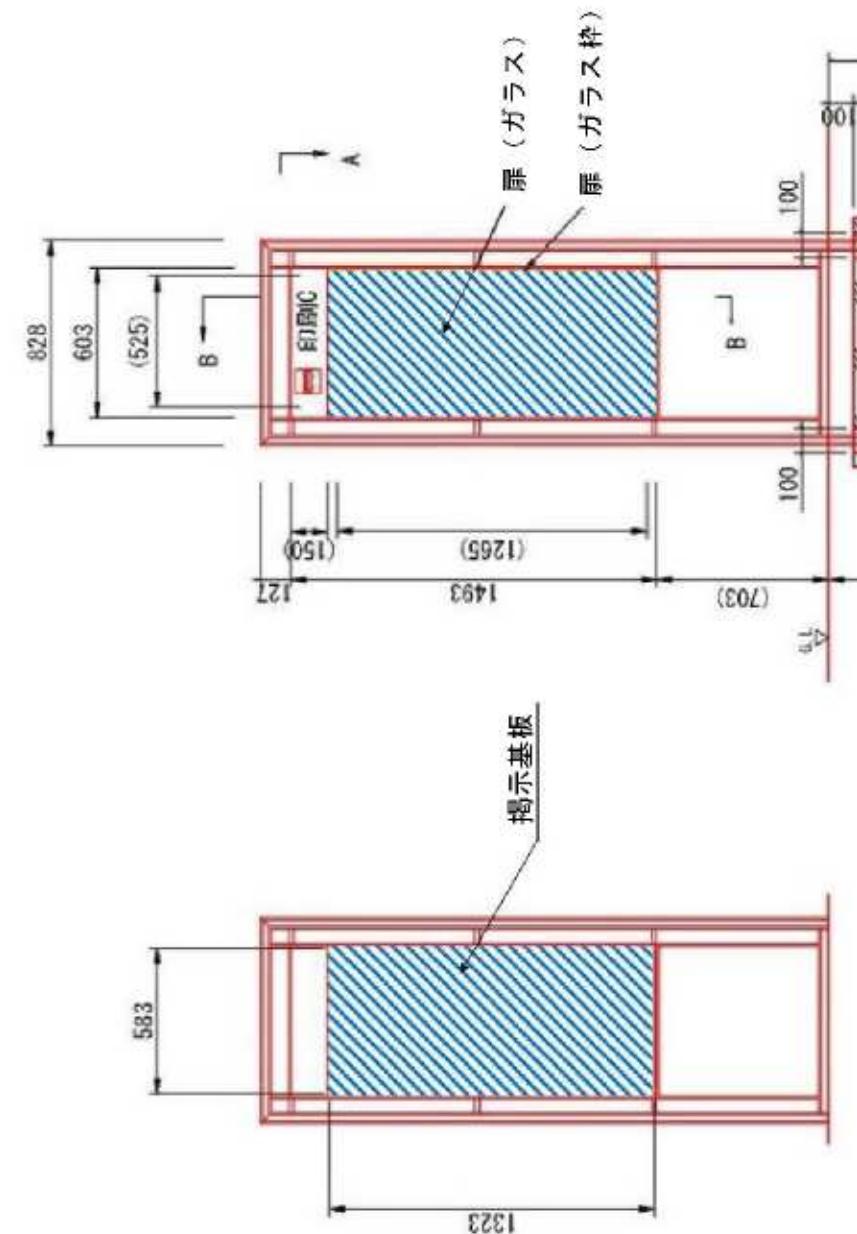
乙 ○○○○○

○○ ○○

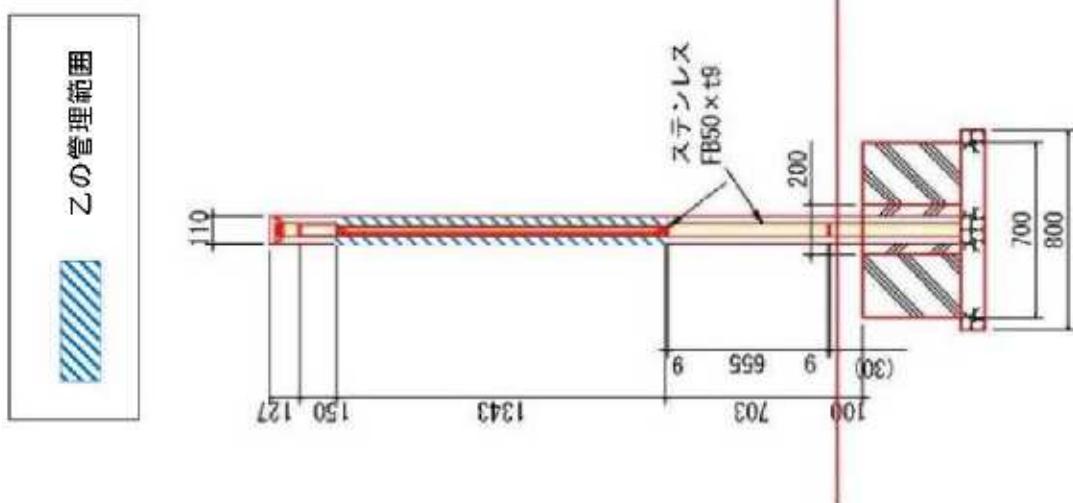
○○○○○○○

バス停 標柱図

別図1



※背面の表示については、周辺状況による。
柱上記()内については、バネル端部に折曲加工があります。



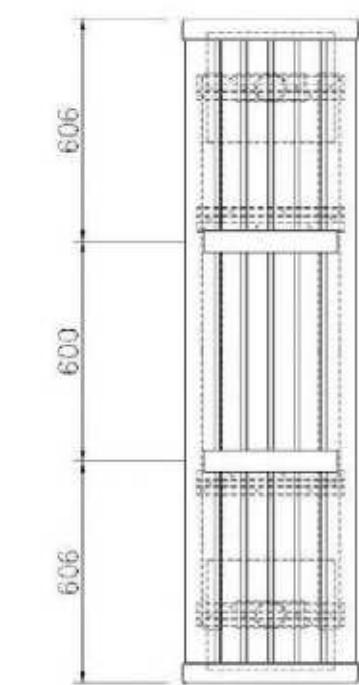
外観図 S=1/20

外観図 S=1/20

B断面図 S=1/20

ベンチ詳細図

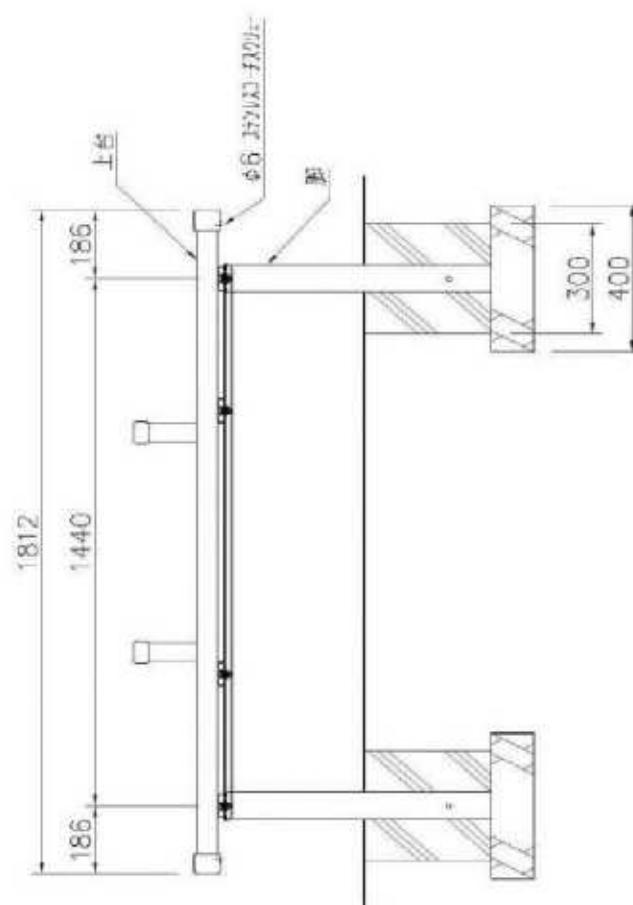
別図2



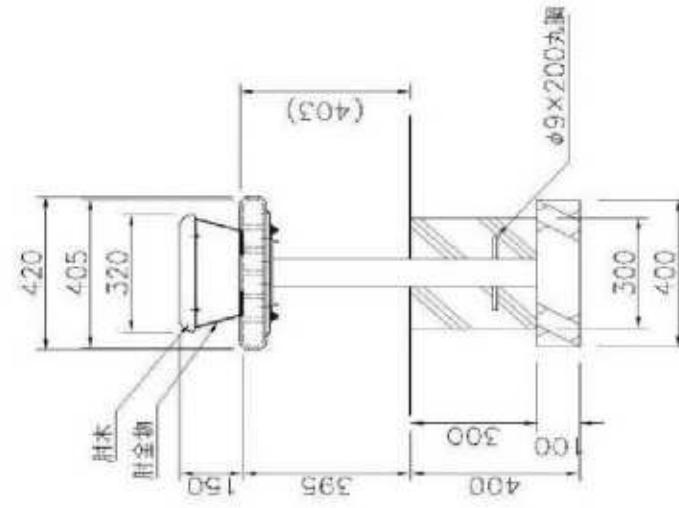
上板 : 70×50,50×50 REKWOOD2 (チャコール)
 t3.2鋼板 カチオン電着下地又はジンクパワーダー下地 合成樹脂塗装 (ダーツグリーン)
 アルミ合金譲座 合成樹脂塗装 (ダーツグリーン)
 アルミ押出型材 合成樹脂塗装 (ダーツグリーン)
 木材 : REKWOOD2 (チャコール)
 脚金物 : t3.2鋼板加工品 ジンクパワーダー下地 合成樹脂塗装 (アースグレー)
 脚 : φ 76.3×t4.2钢管 (6×75平頭
 カチオン電着下地又はジンクパワーダー下地 合成樹脂塗装 (ダーツグリーン)
 質量 : 58kg

※ISO9001認証取得企業で品質管理された製品です。
 ※(一社)日本公團施設業協会 SPL 認定企業の製造製品です。
 ※(一社)日本公團施設業協会の生産検査責任保険に加入した製品です。

平面図



側面図

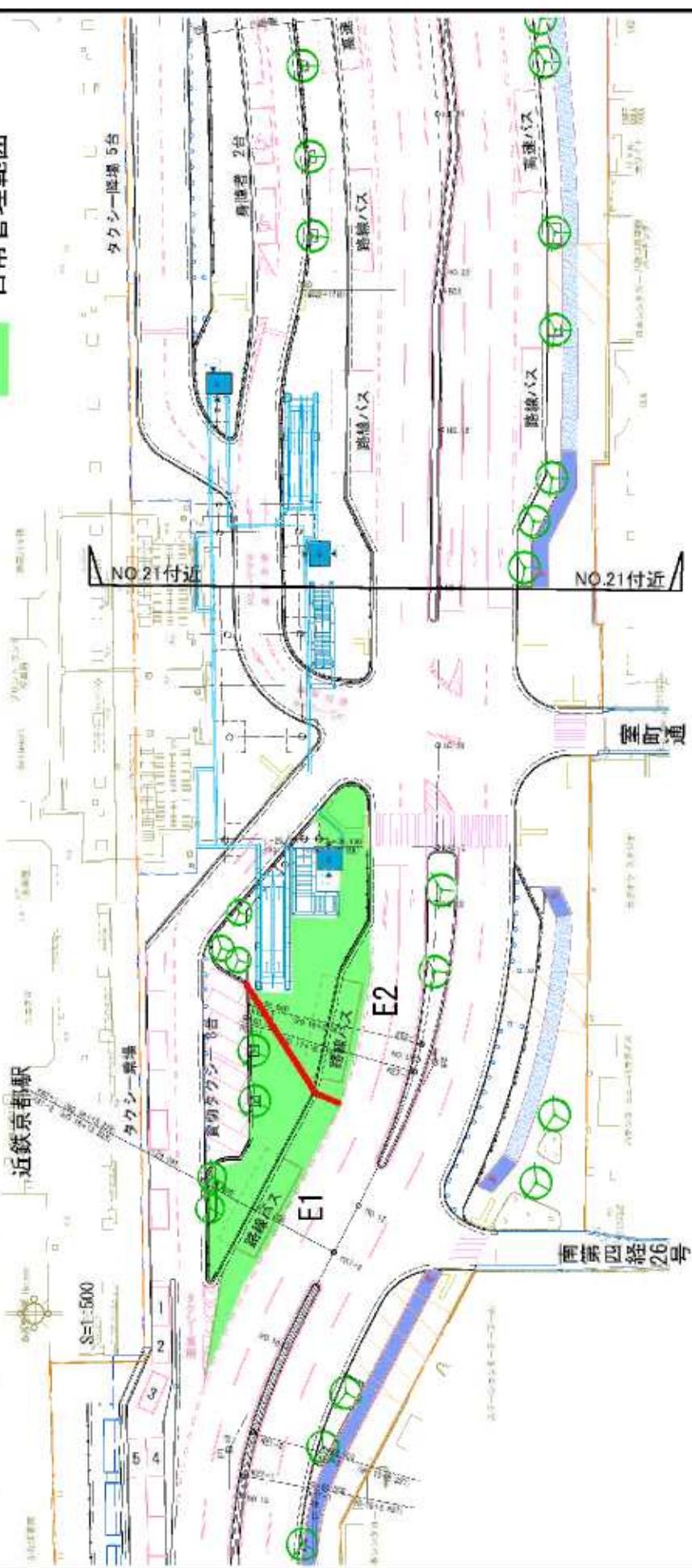


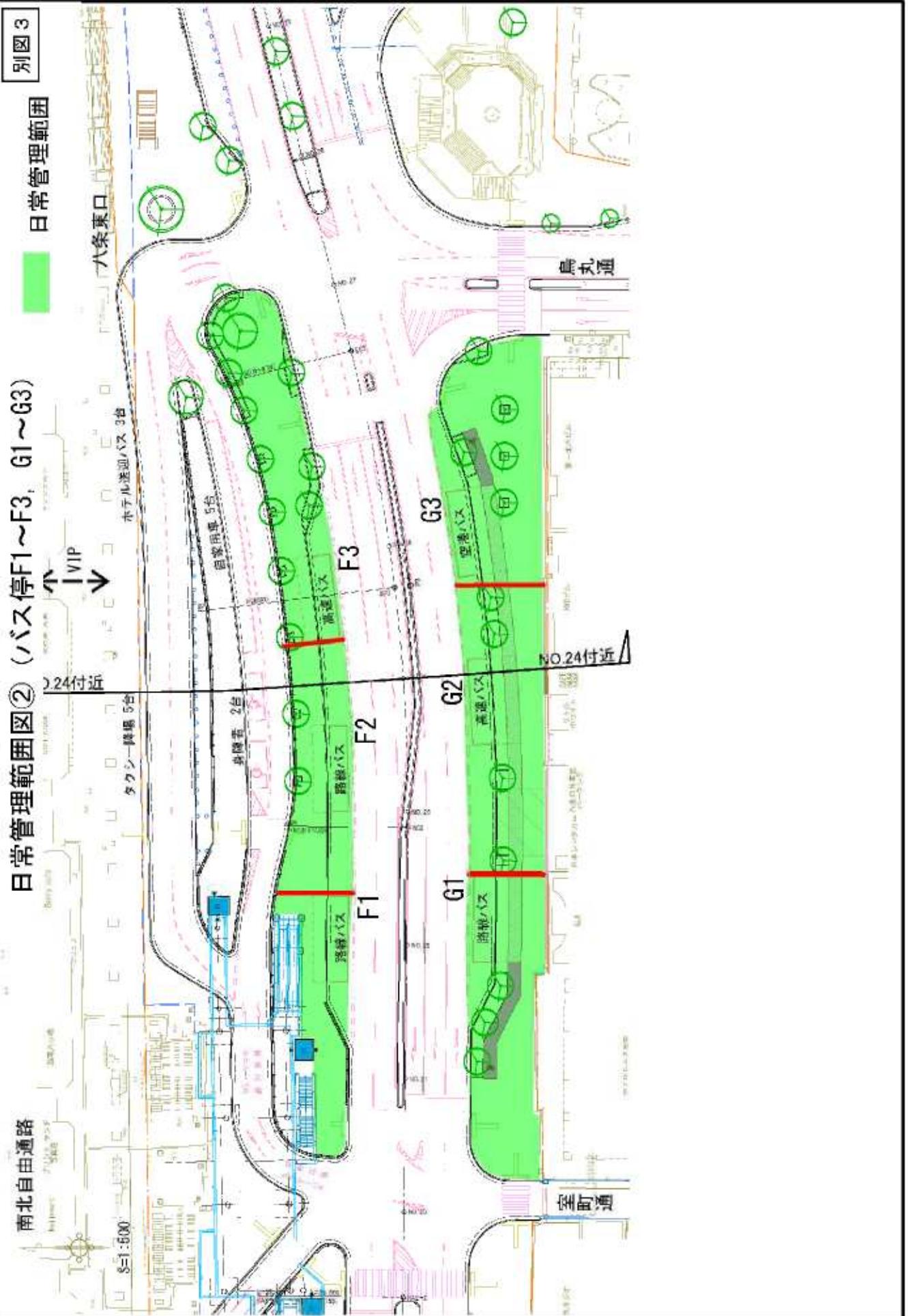
断面図

別図3

日常管理範囲① (バス停E1, E2)

日常管理範囲





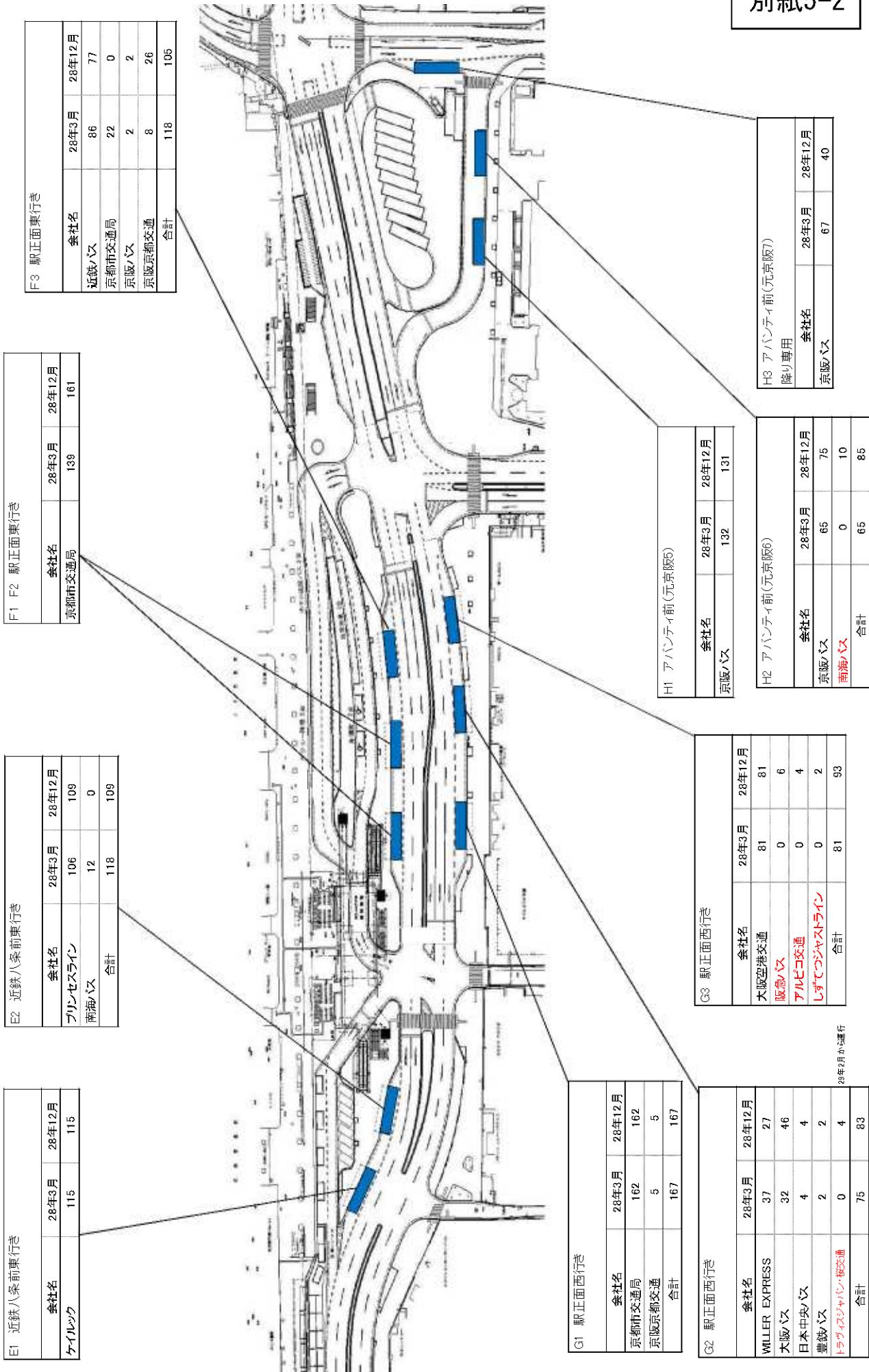
別図 3

日常管理範囲図



路線バス台数比較図(平成28年3月及び平成28年12月)

H28.12.9



別紙5-2

京都駅八条口駅前広場送迎バス乗降場の使用に係る覚書

京都市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、京都駅八条口駅前広場（以下「駅前広場」という。）の送迎バス乗降場の使用について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント要綱に基づき、送迎バス乗降場の安全かつ円滑な使用と、清潔で快適な空間を維持するとともに、サービスの向上に資することを目的とする。

（一般事項）

第2条 乙は、道路交通法を遵守し、善良な送迎バス乗降場の利用者として施設を使用するものとし、他の駅前広場利用者などに支障となる行為をしてはならない。

（定期運行による使用）

第3条 乙は、送迎バス乗降場の停車時間を5分以内とし、他の送迎バス乗降場利用者との調整の上、運行ダイヤを決定する。

2 乙は、乗降が終わり次第、速やかに送迎バス乗降場を退出するものとし、出発までの時間調整等、待機を行ってはならない。

3 乙は、送迎バス乗降場が満車のときは、一旦退出し、再度進入を行う等により、他の交通に支障となることがないようにしなければならない。

（不定期運行による使用）

第4条 乙は、他の送迎バス乗降場の利用者と調整した運行ダイヤ以外で臨時に送迎バス乗降場を使用するときは、他の送迎バス乗降場の利用者との調整により、送迎バス乗降場の空き状況等支障がないことを確認したうえ、前条各項を遵守しなければならない。

（維持管理）

第5条 乙は、自らの負担により、送迎バス乗降場等の安全で円滑な交通を確保しなければならない。

2 乙は、自らの負担により、別図に定める区域について、清掃等の日常管理を行い、甲は当該施設に係る補修等の維持管理を行うことにより、甲乙協力して良好な施設の管理に努めることとする。

3 乙は、送迎バス乗降場や京都駅八条口駅前広場の施設に異常等が発生したことを確認したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

（原状回復）

第6条 乙は、甲の所有する施設に損害等を生じさせたときは、乙の負担により原状回復を行わねばならない。

（協議）

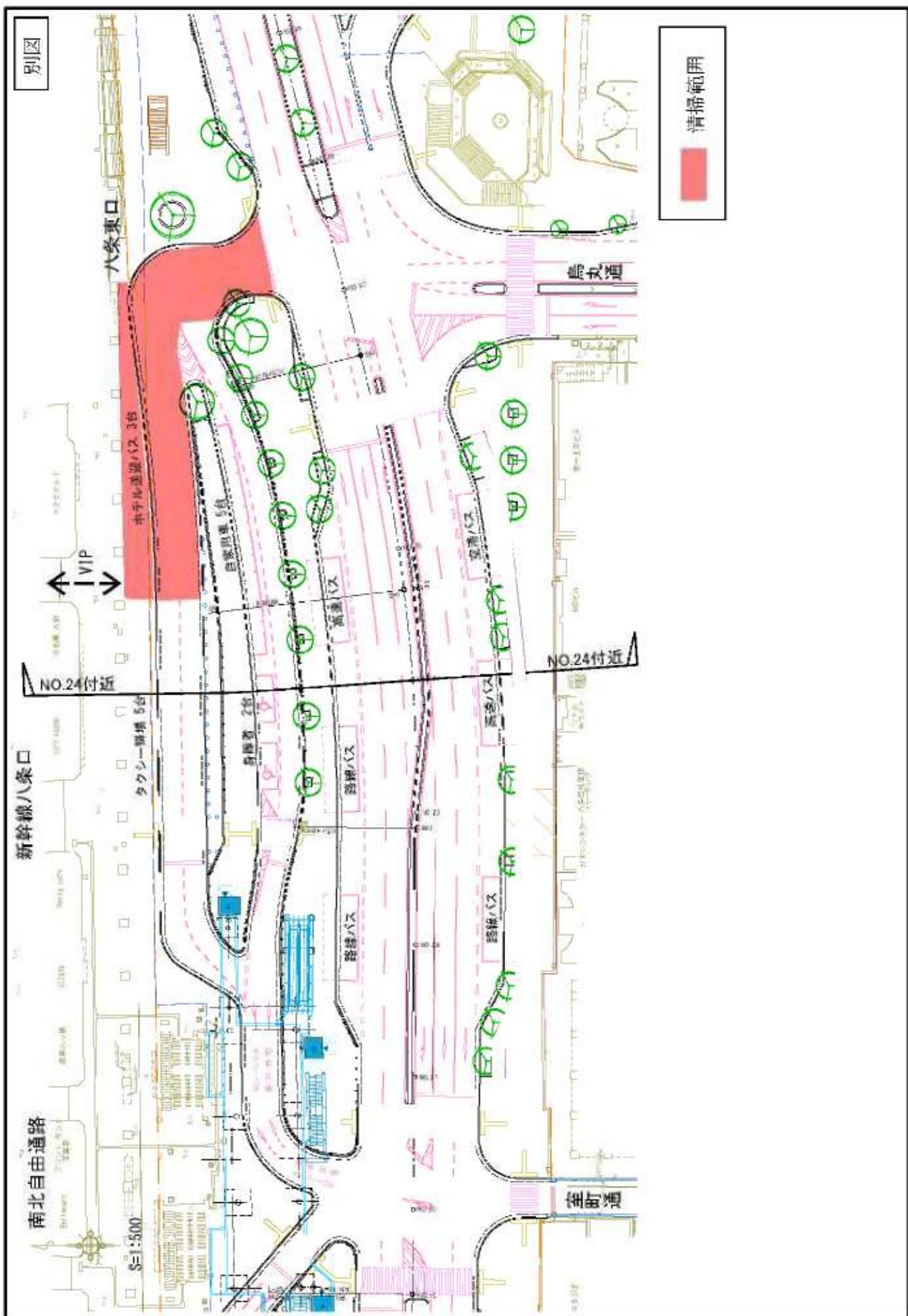
第7条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議するものとする。

上記覚書成立の証として本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 京都市中京区寺町通御池上ル488番地1
京都市長 門川大作

乙 ○○



京都駅八条口 一般車送迎スペース停車時間調査

調査日:平成28年9月24日(土)

8:00~23:00

(単位:台)

停車 台数	乗降別				停車時間											
	乗車	降車	不明	合計	3分未満	3~5分	5~10分	10~15分	15~20分	20~25分	25~30分	30分以上	不明	合計		
8時台	98	32	52	14	98	82	6	7	3	0	0	0	0	0	0	98
9時台	109	47	48	14	109	65	13	14	10	4	1	1	1	0	0	109
10時台	97	46	38	13	97	58	17	11	6	4	0	0	1	0	0	97
11時台	122	52	47	23	122	68	15	22	9	4	2	2	0	0	0	122
12時台	96	36	46	14	96	67	5	12	5	1	4	0	2	0	0	96
13時台	87	27	45	15	87	55	9	13	5	1	3	0	1	0	0	87
14時台	89	26	48	15	89	61	9	8	5	2	2	0	2	0	0	89
15時台	101	36	58	7	101	67	9	14	9	0	1	0	1	0	0	101
16時台	118	37	63	18	118	90	11	9	2	0	0	0	0	0	6	118
17時台	129	41	70	18	129	90	15	11	6	3	0	1	0	3	3	129
18時台	121	49	53	19	121	75	13	13	5	5	1	0	3	6	6	121
19時台	121	63	44	14	121	68	14	14	7	5	2	0	2	9	9	121
20時台	91	44	32	15	91	51	12	19	5	1	0	0	0	3	91	
21時台	104	50	34	20	104	59	13	16	2	5	1	0	0	8	104	
22時台	78	45	16	17	78	34	8	13	9	2	0	0	1	11	78	
合計	1561	631	694	236	1561	990	169	196	88	37	17	4	14	46	1561	

(単位:%)

停車 台数	乗降別				停車時間											
	乗車	降車	不明	合計	3分未満	3~5分	5~10分	10~15分	15~20分	20~25分	25~30分	30分以上	不明	合計		
8時台	6%	33%	53%	14%	100%	84%	6%	7%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
9時台	7%	43%	44%	13%	100%	60%	12%	13%	9%	4%	1%	1%	1%	0%	0%	100%
10時台	6%	47%	39%	13%	100%	60%	18%	11%	6%	4%	0%	0%	1%	0%	0%	100%
11時台	8%	43%	39%	19%	100%	56%	12%	18%	7%	3%	2%	2%	0%	0%	0%	100%
12時台	6%	38%	48%	15%	100%	70%	5%	13%	5%	1%	4%	0%	2%	0%	100%	
13時台	6%	31%	52%	17%	100%	63%	10%	15%	6%	1%	3%	0%	1%	0%	100%	
14時台	6%	29%	54%	17%	100%	69%	10%	9%	6%	2%	2%	0%	2%	0%	100%	
15時台	6%	36%	57%	7%	100%	66%	9%	14%	9%	0%	1%	0%	1%	0%	100%	
16時台	8%	31%	53%	15%	100%	76%	9%	8%	2%	0%	0%	0%	0%	5%	100%	
17時台	8%	32%	54%	14%	100%	70%	12%	9%	5%	2%	0%	1%	0%	2%	100%	
18時台	8%	40%	44%	16%	100%	62%	11%	11%	4%	4%	1%	0%	2%	5%	100%	
19時台	8%	52%	36%	12%	100%	56%	12%	12%	6%	4%	2%	0%	2%	7%	100%	
20時台	6%	48%	35%	16%	100%	56%	13%	21%	5%	1%	0%	0%	0%	3%	100%	
21時台	7%	48%	33%	19%	100%	57%	13%	15%	2%	5%	1%	0%	0%	8%	100%	
22時台	5%	58%	21%	22%	100%	44%	10%	17%	12%	3%	0%	0%	1%	14%	100%	
合計	100%	40%	44%	15%	100%	63%	11%	13%	6%	2%	1%	0%	1%	3%	100%	

一般車乗降場の取組状況

○利用方法の周知及び周辺駐車場案内

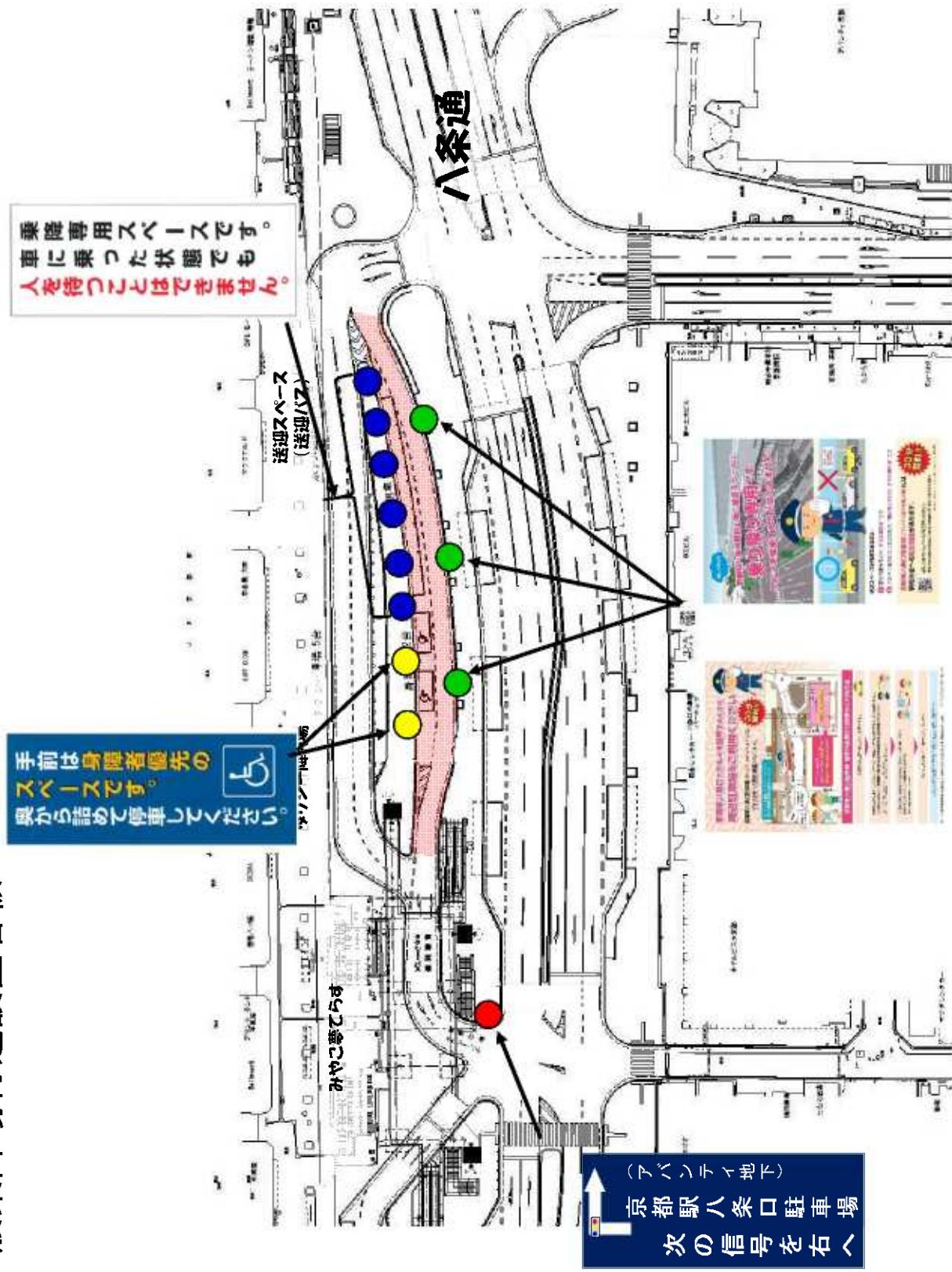
	項目	内容	実施時期
〈現地〉	1 警備員の配置	・利用方法の周知(人の乗降のための停車以外は駐停車禁止) ・アバンティ地下駐車場の割引制度案内	平成28年3月～
	2 利用ルール看板の設置	・送迎スペースは乗り降り専用であること ・付近の駐車場案内	平成28年3月～
	3 利用ルール看板の設置(増設)	・送迎スペースは乗り降り専用であること ・身障者優先スペースであること	平成28年6月～
	4 ちらしの配布	・送迎スペースは乗り降り専用であること ・アバンティ地下駐車場の割引制度案内 (乗降場、免許更新センター、市・区役所、観光案内所等)	平成28年8月～
	5 ポスターの掲出	・送迎スペースは乗り降り専用であること ・アバンティ地下駐車場の割引制度案内 (乗降場、免許更新センター、アバンティ地下駐車場、市役所)	平成28年8月～
	6 規制標識増設	・駐停車禁止(人の乗降のための停車は除く)	平成28年8月～
	7 違法駐車等防止指導員の配置	・利用方法の周知(人の乗降のための停車以外は駐停車禁止) ・アバンティ地下駐車場の割引制度案内	平成28年9月～
	8 警備員によるプラカードの掲出	・乗降専用	平成28年10月～
	9 利用ルール看板の設置(増設)	・送迎スペースは乗り降り専用であること ・アバンティ地下駐車場の割引制度案内	平成28年11月～
〈広報〉	10 市ホームページへの掲載	・送迎スペースは乗り降り専用であること ・周辺駐車場案内	平成28年3月～
	11 ちらしの配布【再掲】	・送迎スペースは乗り降り専用であること ・周辺駐車場案内	平成28年3月～
	12 ポスターの掲出【再掲】	・送迎スペースは乗り降り専用であること ・周辺駐車場案内	平成28年3月～
	13 ちらしの配布【再掲】	・送迎スペースは乗り降り専用であること ・アバンティ地下駐車場の割引制度案内 (乗降場、免許更新センター、市・区役所、観光案内所等)	平成28年8月～
	14 ポスターの掲出【再掲】	・送迎スペースは乗り降り専用であること ・アバンティ地下駐車場の割引制度案内 (乗降場、免許更新センター、市・区役所、観光案内所、等)	平成28年8月～
	15 市ホームページへの掲載	・送迎スペースは乗り降り専用であること ・アバンティ地下駐車場の割引制度案内	平成28年8月～
	16 京都府中小企業団体中央会 ホームページへの掲載	同上	平成28年8月～
	17 京都観光Naviホームページへの掲載	・送迎スペースは乗り降り専用であること ・アバンティ地下駐車場の割引制度案内	平成28年9月～
	18 Leafminiへの掲載	同上	平成28年9月～
	19 市民しんぶんへの掲載	同上	平成28年11月

一般車乗降場の取組状況

○京都駅八条口駐車場(アバンティ地下)割引措置(8月～実施)の周知

	項目	内容	実施時期
(現地)	1 ちらしの配布【再掲】	・送迎スペースは乗り降り専用であること ・周辺駐車場案内	平成28年3月～
	2 ポスターの掲出【再掲】	・送迎スペースは乗り降り専用であること ・アバンティ地下駐車場の割引制度案内 (乗降場、免許更新センター、市・区役所、観光案内所、等)	平成28年8月～
	3 看板の設置	・アバンティ地下駐車場の経路案内	平成28年11月～
	4 看板の設置	・送迎スペースは乗り降り専用であること ・アバンティ地下駐車場の割引制度案内	平成28年11月～
(広報)	5 市ホームページへの掲載	・アバンティ地下駐車場の割引制度案内	平成28年8月～
	6 京都府中小企業団体中央会のHP【再掲】	同上	平成28年8月～
	7 ちらし、ポスターによる周知【再掲】	同上	平成28年8月～
	8 京都観光Naviホームページへの掲載【再掲】	同上	平成28年9月～
	9 都市整備公社HPへの掲載	同上	平成28年9月～
	10 Leafmini 京なか歩く【再掲】	同上	平成28年9月～
	11 市民しんぶん【再掲】	同上	平成28年11月
	12 市バス車体広告	同上	平成28年12月～

一般乗降場付近設置看板



参考

新しくなった

京都駅八条口駅前広場の送迎スペースは
乗り降り専用です。
クルマを駐車することはできません！



送迎スペースが利用できるのは…

- ① 駅を利用する方を“すぐに降ろす”とき
- ② クルマで迎えにきてもらう方が、“既に待っていて、すぐに乗れる”とき

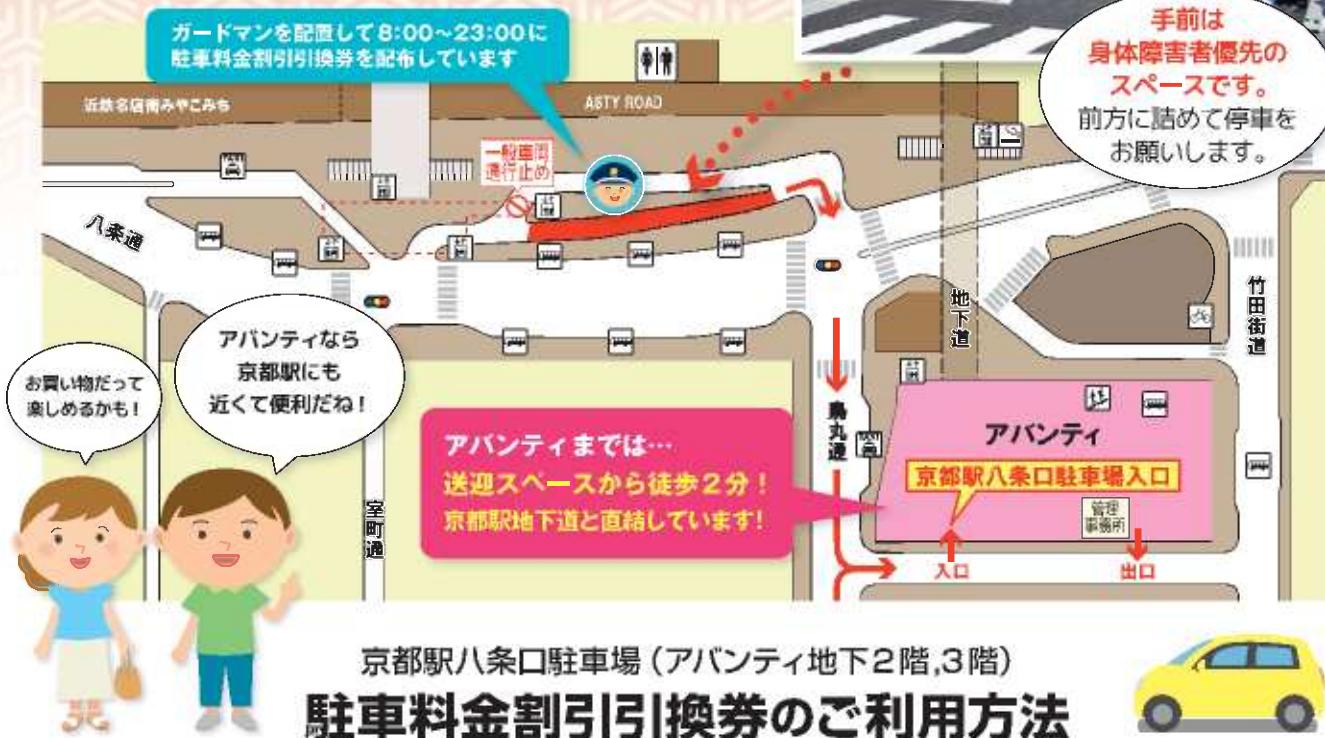
京都駅八条口駐車場(アバンティ地下2階,3階)には
駅利用者への割引制度があります。

30分
無料!!

詳しくは裏面をご覧ください

京都駅八条口駐車場のご案内

(アバンティ地下2階,3階)



京都駅八条口駐車場（アバンティ地下2階,3階） 駐車料金割引引換券のご利用方法



京都駅八条口駐車場にクルマを駐車する。

駅前広場の送迎スペースのガードマンに
京都駅八条口駐車場で発券された駐車券を示し
京都駅利用者用の「京都駅八条口駐車場の駐車料金割引引換券」を
受け取る。



京都駅八条口駐車場の管理事務所係員から引換券と交換で
250円（30分相当）の割引券を受け取る。

※管理事務所は駐車場出口付近にあります。



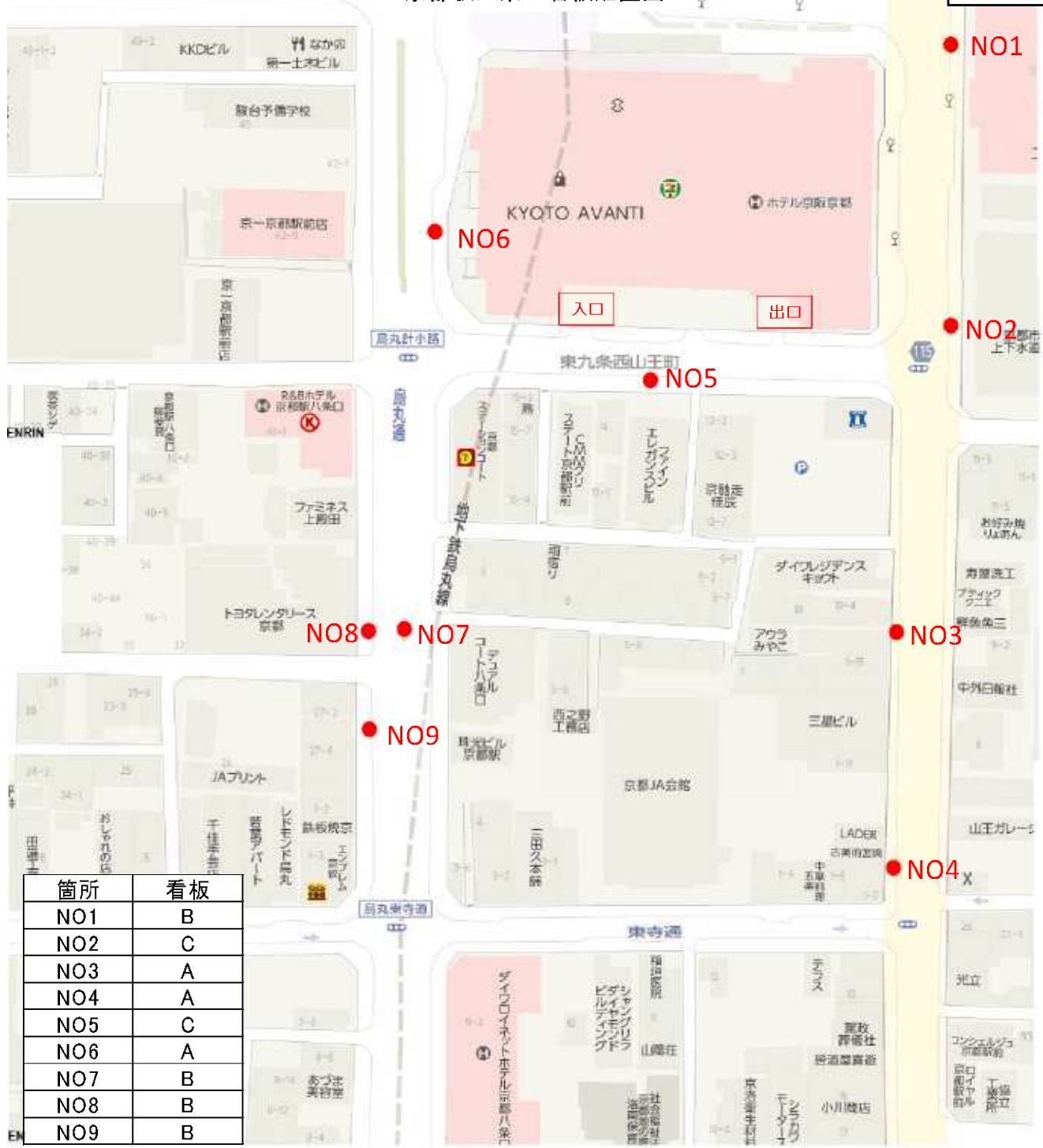
精算機に駐車券と割引券を投入し、精算する。

この制度のほか、京都駅八条口駐車場では、障害のある方への1時間無料の制度もあります。
障害のある本人が運転又は同乗していることを条件としています。駐車場係員に駐車券と障害者手帳をご提示ください。

ガードマンが車両の誘導中のときなどには、お待ちいただくことがありますが、御協力をお願いします。

参考

京都駅八条口看板配置図



市バス車体広告

**京都駅八条口での駐車は
京都駅八条口駐車場
(アバントイ地下)が便利です!**

駅から地下道で直結!!



30分 無料!!

**駅への送迎の方には
割引制度を実施中!!**

京都市都市計画局歩くまち京都推進室